

令和6年度 沖縄県障害者自立支援協議会

日 時：令和7年1月31日(金) 10:00～12:00
場 所：沖縄県庁 4階講堂

会 次 第

1. 開会のあいさつ

2. 報告事項

- (1) 圏域自立支援連絡会議活動報告
- (2) 部会活動報告

3. 協議事項

- (1) 令和7年度活動計画案について（事務局）
- (2) 相談支援に関する広域的な協力体制について
（相談支援・人材育成部会）

4. 意見交換

- (1) 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり
条例（共生社会条例）の見直しについて（権利擁護部会）
- (2) その他

5. 閉会のあいさつ

目 次

	ページ
1. 沖縄県障害者自立支援協議会委員名簿・・・・・・・・・・	3
2. 沖縄県障害者自立支援協議会運営要綱・・・・・・・・・・	4
3. 沖縄県障害者自立支援協議会部会設置要領・・・・・・・・	5
4. 沖縄県障害者自立支援協議会部会設置要領第5条 第4項に規定するワーキング運営要領・・・・・・・・・・	6
5. 令和6年度沖縄県障害者自立支援協議会体制図・・・・	7
6. 圏域自立支援連絡会議活動報告・・・・・・・・・・	8～33
7. 部会活動報告書	
(1) 相談支援・人材育成部会・・・・・・・・・・	34～42
(2) 療育・教育部会・・・・・・・・・・	43
(3) 医療的ケア児支援部会・・・・・・・・・・	44～45
(4) 就労支援部会・・・・・・・・・・	46
(5) 権利擁護部会・・・・・・・・・・	46
(6) 住まい・地域支援部会・・・・・・・・・・	47
8. 協議事項	
(1) 令和7年度活動計画案・・・・・・・・・・	48～51
(2) 相談支援に関する広域的な協力体制について・・・・	52～53
9. 意見交換	
(1) 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会 づくり条例（共生社会条例）の見直しについて・・・・	54～64

沖縄県障害者自立支援協議会 委員名簿（令和7年1月1日～令和8年3月31日）

No	分野	委員氏名	所属・職名	再任・新規	参加方法
1	相談支援事業者	伊 波 剛	地域生活支援事業所 うむさばる 相談支援専門員	再任	会場
2	相談支援事業者	玉 那 覇 奈 々	相談支援事業所PONT 相談支援専門員	再任	会場
3	障害福祉サービス事業者	小 浜 ゆ かり	さぽーとせんたーI 所長	再任	会場
4	保健・医療関係者（児童・発達障害）	勝 連 啓 介	発達相談クリニックそえ〜る 院長	再任	×
5	保健・医療関係者（精神障害）	山 城 涼 子	糸満晴明病院 地域医療部リハビリ部長	再任	会場
6	教育・雇用関係機関（行政：教育）	上 運 天 滋	鏡が丘特別支援学校 校長	新規	Zoom
7	教育・雇用関係機関（行政：教育）	赤 嶺 信 吾	県教育庁県立学校教育課 特別支援教育室 主任指導主事	新規	会場
8	教育・雇用関係機関（行政：雇用）	中 島 純 一	沖縄障害者職業センター 所長	再任	×
9	教育・雇用関係機関（雇用）	知 花 え り か	中部地区障がい者就業・生活支援センター 花灯センター長	新規	会場
10	障害者関係団体の代表者	増 山 幸 司	沖縄県精神保健福祉会連合会事務局長	再任	会場
11	障害者関係団体の代表者	島 粒 希	（福）楓葉の会 理事長	再任	会場
12	障害者等及びその家族	東 金 城 彰 一	合同会社イデオモーター 就労継続支援事業所Rita 障害福祉サービス事業所 管理者兼サービス管理責任者	再任(公募)	会場
13	障害者等及びその家族	蔡抒帆(ツァイ スファン)	沖縄県自立生活センターイルカ 事務局長	新規(公募)	会場
14	市町村	仲 村 祐 歌	北谷町福祉課長	新規	Zoom
15	市町村	吉 永 み ゆ き	久米島町福祉課長	新規	会場
16	学識経験者	島 村 聡	沖縄大学 福祉文化学科教授	再任	会場
17	その他生活福祉部長が必要と認める者	安 村 勤	北部圏域アドバイザー(相談支援体制整備事業)	再任	会場
18	その他生活福祉部長が必要と認める者	津 波 古 悟	中部圏域アドバイザー(相談支援体制整備事業)	再任	会場
19	その他生活福祉部長が必要と認める者	溝 口 哲 哉	南部圏域アドバイザー(相談支援体制整備事業)	再任	会場

沖縄県障害者自立支援協議会運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき設置する会合の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

2 前項に定める会合は、県内の障害児・者及びその家族に対する支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として、意見等を聴取する。

（会合の名称）

第2条 前条に規定する会合は、沖縄県障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（意見等聴取事項）

第3条 県は、協議会の構成員となる者から、次に掲げる事項に関することについて意見等を聴取する。

- (1) 市町村協議会等各地域の協議会との連携（市町村協議会ごとの課題の共有及びニーズ等の把握を含む。）に関すること。
 - (2) 相談支援従事者及び障害福祉サービス等従事者の人材確保・養成方法（研修会のあり方を含む）に関すること。
 - (3) 関係機関の連携強化に関すること。
 - (4) 管内市町村が設置・運営する基幹相談支援センターの評価・助言、実施する基幹相談支援センター機能強化事業の評価・助言に関すること。
 - (5) 広域的な社会資源の開発・改善等に向けた協議に関すること。（障害福祉計画の進捗状況の把握及び必要に応じた助言を含む）
 - (6) その他権利擁護の普及に関すること等。
- 2 協議会は、第1項にかかる情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、構成員に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 構成員は、第2項による求めがあった場合は、これに協力するよう努めるものとする。

（構成員）

第4条 協議会の構成員は20名以内で、次の各号に掲げる者から構成する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 障害児通所支援事業所等
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 権利擁護支援関係者
- (6) 教育・雇用関係機関
- (7) 企業、居住支援法人・不動産関係事業者
- (8) 障害者関係団体の代表者
- (9) 障害者等及びその家族
- (10) 市町村
- (11) 学識経験者
- (12) その他生活福祉部長が必要と認める者

（期間）

第5条 前条の規定により決定された者から第3条の規定に関する意見等を聴取する期間は、2年とする。

2 構成員は、再任することができる。

（会合の開催）

第6条 協議会の開催は、生活福祉部長が通知する。

（議事進行）

第7条 協議会の議事進行は、生活福祉部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、生活福祉部長は協議会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に協議会の議事進行を依頼することができる。

（部会）

第8条 協議会は必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の設置及び運営に必要な事項は、障害福祉課長が別に定める。

（個人情報の保護）

第9条 協議会の委員、協議会及び部会に出席した者は、協議会において知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

（庶務）

第10条 協議会の運営にあたり必要となる庶務は、障害福祉課において行う。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、生活福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月21日から施行する。（部長決裁）

附 則

この要綱は、平成26年4月3日から施行する。（部長決裁）

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。（部長決裁）

沖縄県障害者自立支援協議会部会設置要領

平成26 年 4 月 4 日制定

（趣旨）

第 1 条 この要領は、沖縄県障害者自立支援協議会運営要綱（以下「運営要綱」という。）第 8 条に基づき、沖縄県障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）における協議を円滑かつ効率的に推進するために設置する部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

（名称及び所掌事項）

第 2 条 部会の名称及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	所掌事務
相談支援・人材育成部会	相談支援の質の向上、相談支援専門員等の人材育成の検討
療育・教育部会	障害児者の療育及び教育の課題の検討等
医療的ケア児支援部会	医療的ケア児の支援体制の整備、関連分野（保健・医療・障害福祉・保育・教育等）の連携体制構築の推進等
就労支援部会	就労支援の課題の検討等
住まい・地域支援部会	住まい及び地域生活の課題の検討等
権利擁護部会	障害児の権利擁護の課題の検討等（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25 年法律第26 号）第 17 条に規定する障害者差別解消支援地域協議会の事務を含む）

（役員）

第 3 条 部会に部会長及び副部会長をおき、部会を構成する者（以下「部会員」という。）の互選によってこれを定める。
2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
3 部会長に事故がある時は、副部会長がその職務を代理する。

（部会員）

第 4 条 部会員は、運営要綱第 4 条に掲げる者、沖縄県障害者等相談支援体制整備事業による専門職員及びそれらの者が推薦した者のうちから、障害福祉課長が依頼する。
2 部会員は、必要に応じて、次条で定める会議に部会員以外の者の出席を求め、部会長の許可を得て、部会員以外の者の意見又は説明を聴くことができる。

（会議）

第 5 条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
2 協議会及び障害福祉課長は、部会に対し、協議会での協議に必要な専門的事項等について、協議を求めることができる。
3 部会は、市町村協議会、障害者自立支援連絡会議等と連携を図るものとする。
4 部会は必要に応じてワーキングを置くことができる。
5 部会の活動計画は協議会の承認を得るものとし、部会の活動内容は協議会へ報告するものとする。ただし活動計画に関し急施を要する場合で協議会を開くいとまがないときは、活動内容の報告のときの同意をもって協議会の承認に代えることができる。

（秘密の保持）

第 6 条 部会員及び構成員は、会議等を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（任期）

第 7 条 第 4 条の規定により決定された者の任期は、2 年とする。
2 部会員は、再任することができる。

（庶務）

第 8 条 部会の庶務は、沖縄県生活福祉部障害福祉課において処理する。

（委任）

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成26年 4 月 4 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28年4月15日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県障害者自立支援協議会部会設置要領第5条第4項に規定する ワーキング運営要領

令和6年6月18日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県障害者自立支援協議会部会設置要領（以下「設置要領」という。）第5条第4項の規定に基づき、沖縄県障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）における協議を円滑かつ効率的に推進するために設置するワーキングの組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(名称及び所掌事項)

第2条 ワーキングの名称及び協議事項は次の表のとおりとする。

部会名称	ワーキング名称	協議事項
相談支援・人材育成部会	(1)ケアマネワーキング (2)現任研ワーキング (3)初任研ワーキング (4)サビ管ワーキング (5)主任研ワーキング (6)強度行動障害ワーキング (7)ピアサポートワーキング (8)離島支援ワーキング	1. 相談支援の質の向上、相談支援専門員等の人材育成の検討 2. 障害福祉サービスの質の向上及び人材育成に関すること 3. その他ワーキング長が必要とする事項
療育・教育部会	障害児移行支援ワーキング	1. 障害児者の療育及び教育の課題の検討等 2. その他ワーキング長が必要とする事項
医療的ケア児支援部会	医療的ケア児コーディネーターワーキング	1. 医療的ケア児の支援体制の整備、関連分野（保健・医療・障害福祉・保育・教育等）の連携体制構築の推進等 2. その他ワーキング長が必要とする事項
就労支援部会	就労支援ワーキング	1. 就労支援の課題の検討 2. その他ワーキング長が必要とする事項
権利擁護部会	(1)虐待防止ワーキング (2)合理的配慮ワーキング	1. 障害児の権利擁護の課題の検討等（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第26号）第17条に規定する障害者差別解消支援地域協議会の事務を含む） 2. その他ワーキング長が必要とする事項
住まい・地域支援部会	地域移行・定着ワーキング	1. 住まい及び地域生活の課題の検討等 2. その他ワーキング長が必要とする事項

(役員)

第3条 ワーキングにワーキング長をおき、ワーキングを構成する者（以下「構成員」という。）の互選によってこれを定める。

2 ワーキング長は、ワーキングを代表し、会務を総理する。

(構成員)

第4条 構成員は、沖縄県自立支援協議会運営要綱第4条に掲げる者、沖縄県障害者等相談支援体制整備事業による専門職員及びそれらの者が推薦した者のうちから、障害福祉課長が依頼する。

2 構成員は原則15人以内とする。

(会議)

第5条 ワーキングの会議は、ワーキング長が招集し、その議長となる。

2 協議会及び障害福祉課長は、ワーキングに対し、協議会での協議に必要な専門的事項等について、協議を求めることができる。

3 ワーキングは、市町村協議会、沖縄県障害者自立支援連絡会議等と連携を図るものとする。

(秘密の保持)

第6条 構成員は、会議等を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第7条 第4条の規定により決定された者の任期は、2年以内とする。

2 構成員は、再任することができる。

(庶務)

第8条 ワーキングの庶務は、生活福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年度 沖縄県障害者自立支援協議会体制図

沖縄県障害者自立支援協議会 (障害者総合支援法89の3(1))

【役割】

- 1) 地域の実態把握・情報共有
- 2) 地域の支援体制のバックアップ
- 3) 全県的課題の把握・助言
- 4) 専門的分野の支援法策の普及
- 5) 人材育成

【構成員（19名）】

- 1) 相談支援事業者 (2)
- 2) 障害福祉サービス事業者 (1)
- 3) 保健・医療関係者 (2)
- 4) 教育・雇用関係機関 (4)
- 5) 企業・不動産関係事業者 (一)
- 6) 障害者関係団体の代表者 (2)
- 7) 障害者等及びその家族 (2)
- 8) 市町村 (2)
- 9) 学識経験者 (1)
- 10) 知事が必要と認める者 (3) (圏域アドバイザー)

圏域アドバイザー 連絡会議 (地域生活支援事業)

○アドバイザーは、各圏域の市町村や事業所等の支援、情報収集、調整等を行いつつ、各部会、ワーキング、関係機関等への関与を通じ、県全体の取り組みと地域との連携を図る

○推進員を各圏域に配置し、圏域自立支援連絡会議の運営や市町村からの情報収集等により地域の支援体制の構築を図る

部会

※各分野ごとの課題等を協議、情報共有

(1)相談支援・人材育成部会

(2)療育・教育部会

(3)医療的ケア児支援部会
(「協議の場」)

(4)就労支援部会

(5)権利擁護部会
(差別解消支援地域協議会)

(6)住まい・地域支援部会

ワーキング・グループ

※特定テーマを集中的に協議

①ケアマネワーキング

②現任研ワーキング

③初任研ワーキング

④サビ管ワーキング

⑤主任研ワーキング

⑥強度行動障害ワーキング

⑦ピアサポートワーキング

⑧離島支援ワーキング

⑨障害児移行支援ワーキング

⑩医療的ケア児コーディネーター
ワーキング

⑪就労支援ワーキング

⑫虐待防止ワーキング

⑬合理的配慮ワーキング

⑭地域移行・定着ワーキング

【関係する協議会・機関等(抜粋)】

○沖縄県障害者施策推進協議会
(障害者基本法36(1))

○沖縄県発達障害者支援センター
(地域生活支援事業)

○障害者就業・生活支援センター
(地域生活支援事業※生活支援分)

○沖縄県居住支援協議会
(住宅セーフティーネット法51(1))

○沖縄県精神障害者にも対応した地域
包括ケアシステム構築推進連絡協議会
(地域生活支援事業)

各圏域自立支援連絡会議 (事務局：各圏域福祉事務所)

※各圏域ごとの課題等を協議、情報共有

部会

(1)相談部会

(北部、中部、南部、宮古、八重山)

(2)療育・教育部会

(北部、中部、南部、宮古、八重山)

(3)就労部会

(北部、中部、南部、宮古、八重山)

(4)住まい・地域支援部会

(北部、中部、南部、宮古、八重山)

市町村自立支援協議会 (障害者総合支援法89の3(1))

～圏域自立支援連絡会議活動報告～

相談部会

(北部・中部・南部・宮古・八重山圏域)

各圏域相談部会の活動報告

【北部圏域①】

取組内容	取組内容の説明	取組実績	今後の課題・提案事項
相談支援体制について 相談部会（年2回） 相談部会事務局会議(毎月)	○圏域の相談支援体制について整理する。 ○新規に利用を希望する方のサービス等利用計画作成が困難・時間がかかる事例といった課題や、困難事例の対応に苦慮する指定特定（計画）相談支援事業所のフォローに取り組む。 →圏域連絡会議と市町村相談部会との情報共有を行い、課題整理をする。	第1回相談部会 日 時：令和6年6月21日 10時～12時 場 所：北部合同庁舎大会議室 参加者：市町村担当者、委託相談支援事業所、名桜大学、宮里病院、サービス事業所、パーソナルサポートセンター、保健所 第2回相談部会 日 時：令和7年1月16日 場 所：北部福祉事務所 対象者：同上 相談部会事務局会議 参加者：福祉事務所担当 圏域アドバイザー 圏域体制推進員 コーディネーター 委託相談支援事業所 基幹相談支援センター設置に向けた8町村の意見交換会 日 時：令和6年6月20日 15時～16時 場 所：北部合同庁舎大会議室 参加者：各町村担当者 福祉事務所担当 圏域アドバイザー 圏域体制推進員 委託相談支援事業所	【今後の課題】 (1)相談支援専門員のフォローアップ (2)相談支援専門員の資質向上 (3)協議会の活性化 (4)地域生活支援拠点等の整備 【提案事項】※協議事項(2)参照 令和6年10月2日、福祉事業所の破産による閉所で計画相談で約220人、福祉サービスで約150人の方が行き場を失った。 早急に居場所探しを行い、12月現在では当初の混乱は終息に向かっているが、計画相談については、170人余りが宙に浮いた状況になっている。圏域の相談支援事業の協力のもと、宙に浮いた計画を引き受けてもらってきたが、どの事業所もキャパオーバーの状態に陥っている。 ①北部圏域でサービスを利用されている中部・南部圏域市町村が支給決定している方々の計画をそれぞれの市町村の相談支援事業所で引き受けてもらえないか。 ②北部圏域の相談支援専門員が計画を持っている南部・中部圏域市町村でサービスを利用されている方々の計画をそれぞれの市町村の相談支援事業所で引き受けてもらえないか。 ③上記①、②について、県から各市町村あて協力依頼の発出を検討してもらいたい。

各圏域相談部会の活動報告

【北部圏域②】

取組内容	取組内容の説明	取組実績	今後の課題・提案事項
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて ・地域移行・地域定着ワーキング（年1回開催） ・ワーキングコア会議（年3回開催）	1市町村1事例の共有を通じた精神障害者の地域移行・地域定着に向けた取り組み促進を行い、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図る。（管内町村において、精神障害者支援に係る事項については相談部会の地域連携会議にて協議がされていることから、令和3年度より相談部会において協議することとした。）	<u>地域移行・地域定着ワーキングワーキング本会議</u> 日時：令和6年11月26日 14時～16時 場所：北部福祉事務所 参加者：各市町村担当 福祉事務所 圏域アドバイザー 圏域体制推進員 コーディネーター 保健所 学識経験者 管内精神科病院 委託相談支援事業所 訪問看護事業所 <u>ワーキングコア会議（3回）</u> ワーキング本会議開催に向けた準備・各市町村の取組状況の共有 第1回 令和6年5月28日 第2回 令和6年9月24日 第3回 令和6年10月22日 場所：北部福祉事務所 参加者：福祉事務所 圏域アドバイザー 圏域体制推進員 コーディネーター 委託相談支援事業所	【課題】 県のにも包括要綱改正の影響。圏域の協議の場として「地域移行・地域定着ワーキング」は継続していく予定だが、改正後の要綱を確認し、必要に応じて保健所との役割分担や連携について整理する必要がある。

各圏域相談部会の活動報告

【北部圏域③】

取組内容	取組内容の説明	取組実績	今後の課題・提案事項
相談支援専門員の人材育成・資質向上・ネットワーク構築 ①相談支援従事者等研修会 (年2回開催) ②フォローアップ連絡会 (年1回開催) ③相談支援専門員連絡会 (年2回開催)	相談支援専門員の孤立・抱え込み防止、連携強化、スキルアップのため研修や連絡会を行う。	相談支援従事者等研修会 第1回(アセスメントについて) 日 時：7月11日 13時半～15時半 場 所：北部合同庁舎大会議室 参加者：相談支援専門員 サービス管理責任者 計49名 第2回(事例検討) 日 時：11月25日 13時半～16時 場 所：北部合同庁舎大会議室 参加者：相談支援専門員 サービス管理責任者 計 フォローアップ連絡会 日 時：6月28日 14時～16時 場 所：北部福祉事務所 参加者：相談支援専門員 市町村障害福祉担当 計14名 相談支援専門員連絡会 第1回(グループワークでの交流) 日 時：5月13日 14時～16時 場 所：北部福祉事務所 参加者：相談支援専門員 計24名 第2回(事例検討) 日 時：8月22日 14時～16時 場 所：北部福祉事務所 参加者：相談支援専門員 計16名	

各圏域相談部会の活動報告

【北部圏域④】

取組内容	取組内容の説明	取組実績	今後の課題・提案事項
サービス管理責任者のネットワーク構築・人材育成・資質向上 ①サービス管理責任者連絡会 (年6回・偶数月開催) ②サービス管理責任者研修会 (年1回開催)	サービス管理責任者のネットワーク構築・人材育成・資質向上のため、連絡会や研修を行う。	サービス管理責任者連絡会 場 所：北部福祉事務所 参加者：相談支援事業所 サービス管理責任者 ※就労・GH・入所・児童の各分野 から1名 サービス管理責任者研修会 (グループワーク) 日 時：9月27日 午前の部 10:00～12:00 午後の部 13:30～15:30 場 所：北部合同庁舎大会議室 参加者：サービス管理責任者 サービス提供責任者 児童発達支援管理責任者 午前の部 24名 午後の部 25名	

各圏域相談部会の活動報告

【中部圏域①】

取組内容	取組内容の説明	取組実績	今後の課題・提案事項
定例会等における意見交換等	○各市町村取組、課題等の情報交換 ○相談支援従事者等研修会の企画	第1回：7月4日(木) 第2回：9月10日(木) 第3回：12月3日(火) 第4回：2月19日(水)予定 【内容】 各市町村状況報告 スーパービジョンの実施報告 研修会企画等	【今後の課題】 (1)基幹相談支援センター設置の取組み (2)児童発達支援センター設置の取組み (3)地域生活支援拠点等の整備 (4)地域自立支援協議会の活性化 協議会が行政主導型で運営がされている市町村においては、その担当者の異動があると、協議会の全体的な気運が低下し、運営が形骸化してしまう傾向がある。さらに、リーダー的な委託相談員はその専門的な知識や経験をもとに、協議会の方向性を示し、担当者を支援する中心的な存在であるため、その離職によって運営の連続性が大きく損なわれることがある。このため、リーダー的な役割を果たす主任レベルの人材の育成が急務。 協議会が持つ情報やネットワークは、地域の課題解決に向けて重要な役割を果たすものであり、関係機関がその取り組みを十分に理解し、積極的に利用できるようになることが求められます。 【提案事項】 複数の相談支援事業所の協働体制づくり

各圏域相談部会の活動報告

【中部圏域②】

取組内容	取組内容の説明	取組実績	今後の課題・提案事項
中部圏域相談支援従事者等研修会の開催	計画相談員・委託相談員その他関係機関を対象に、相談支援事業所の働きやすい環境について考え、共有する研修会を実施し、圏域における相談支援専門員のネットワークづくり及び相談支援体制の充実を図る。 委託相談、基幹相談支援センター相談員を対象に、児童分野の5領域に関連した支援プログラムについて学び、相談支援専門員との連携の在り方について考える。研修後半の実践報告では、実際に連携ができている児童発達管理責任者と相談支援専門員にご登壇頂き、連携の工夫やアイデア等を学ぶ。	第1回：相談支援専門員の「魅力とやりがい」について考える 【目的】 相談支援専門員の業務に関する知識やスキルの向上を図るとともに、メンタルケアやスーパービジョンの重要性についても学び、具体的な対策を共有する場とすることができます。また、運営方法に関する加算体制の理解を深め、業務の煩雑さを軽減する手段を探る。 日 時：10月2日(水) 13時半～17時 場 所：中部合同庁舎 対象者：計画相談員、委託相談員、その他関係機関相談員 参加者：57名 第2回：害児支援計画とサービス等利用計画の連動・連携の在り方について～実践報告を通して学ぶ～（予定） 【目的】 報酬改定に伴う児童分野における発達支援(本人支援・移行支援)、家族支援、地域支援についての理解を深め、特にその連動性について学びます。 日 時：2月18日(火) 場 所：IT津梁パーク	【勘案事項】 各市町村の相談部会の活性化(相談支援専門員のスキルアップ研修会の開催等) 障害福祉分野における相談支援専門員の離職者増加の課題解決のため、相談支援専門員に対する適切なフォローアップ体制の整備するとともに、相談支援専門員が自分の役割に誇りを持ち、長期的に職務を続けられるような環境を整える必要がある。

各圏域相談部会の活動報告

【南部圏域】

取組内容	取組内容の説明	取組実績	今後の課題・提案事項
南部圏域相談部会の開催	(1)人材育成と定着 各市町村にてスーパービジョン（以下SV）を実施、継続的な実践を目指す。また、SVを実践することで市町村で活躍する相談支援専門員の「モチベーションアップ」を図るとともに、「離職防止」「中堅層の定着」を目指していく。 (2)離島含む南部圏域各市町村の取り組みを知り学ぶ 「離島」に携わる行政、支援者等も交え圏域部会にて情報共有を意識的に行う。圏域の課題や個別課題などの報告、共有を行いながら適宜意見交換を行う。	第1回：5月23日(木) 9名 第2回：6月27日(木) 8名 第3回：7月24日(水) 9名 第4回：8月22日(木) 9名 第5回：10月24日(木) 9名 第6回：11月27日(水) 9名 【内容】 各市町村状況報告 スーパービジョンの実施報告 研修会企画等	重点目標にもあるように「相談支援専門員の離職防止、定着」を考えたときに圏域構成員としても必要性を感じている。また、各市町村の進捗からもSVの浸透には時間がかかると思われる。今後、重点目標の達成に近づけるために「SVを行うためのスキル」「各市町村において定期的なSVの実践」継続していく。また、南部圏域での進捗、振り返り、課題を共有していく。 【課題】 ・市町村の相談支援体制について 行政、基幹相談、委託相談との横の連携を行う必要がある。
南部圏域研修会の開催 (年2回開催)	(1)医療、教育、福祉、行政機関等との連携について 圏域部会の構成員を中心に圏域で活躍する相談支援専門員のニーズに合わせた研修テーマを検討、協議する。	第1回令和6年度報酬改定の概要と近藤式アセスメント研修 日 時：7月23日(水) 14時～17時 場 所：沖縄県スポーツ協会（那覇市） 講 師：溝口哲哉（南部圏域AD） 新垣恒弥（ライフサポート） 参加者：80名 第2回ジェノエコの活用 事例検討 日 時：令和7年2月27日(木) 場 所：調整中(対面) 講 師：安村勤（北部圏域AD） 参加者：定員70名(案)	第一回圏域研修アンケートより、アセスメントの大事さ重要性についての再確認ができたとの声が聴かれている。また、今回、国研修で取り扱った「近藤式アセスメント」のニーズの整理表を用いたことで、普段とは違う視点での研修でもあり慣れないが故、難しいとの言葉も聞かれている。ただ、普段より相談支援専門員として従事している研修参加者ということもあり、アセスメントの大事さを改めて確認することができた。

各圏域相談部会の活動報告

【宮古圏域】

取組内容	取組内容の説明	取組実績	今後の課題・提案事項
相談支援体制整備に係る事務局会議	(1)具体的な目標設定と活動プログラム（年間計画）を作成する。 (2)圏域研修の企画及び相談支援体制の状況を確認	第1回：4月15日(月) 15時半～17時 第2回：5月14日(火) 10時～15時 第3回：7月29日(月) 13時半～15時 第4回：8月22日(木) 13時～14時40分 第5回：10月29日(火)14時～15時 第6回：11月27日(水) 9時半～12時	
宮古圏域相談支援従事者等研修会の開催	研修を通して、ケアマネジメントの基礎を振り返り確認する。また、意思決定支援についての理解を深めることで、支援サービス等を利用される利用者の現状（課題）に対し、より本人のニーズに沿った課題行動への支援（解決策）のヒントにつなげていく。	ケアマネジメント基礎編 ～アセスメントについて～ 日 時：9月6日(金)13時半～17時 場 所：宮古合同庁舎4階 農林水産整備課第1会議室 参加者：福祉サービス事業所等職員、行政職員など	相談支援体制の充実を図るためには、地域の人材を段階的に育成し、相談支援体制の質を向上させる必要がある。
宮古島市基幹相談支援センター連絡会議（巡回相談）	(1)報酬改定に伴う児童分野における発達支援（本人支援・移行支援）、家族支援、地域支援についての理解を深め、特にその連動性について学ぶ勉強会を開催。 (2)事例検討会 (3)宮古島市基幹相談支援センター情報交換会	開催日：11月27日(水) 場 所：宮古島市役所会議室 ①児童系サービスの事業所の勉強会 時 間：13時～14時半 参加者：通所支援事業所・相談支援事業所等 20名 ②事例検討会（15時～17時） ③宮古島市基幹相談支援センター情報交換会（17時～18時）	巡回活動を実施することで、協議会の運営状況やその課題について担当者から直接確認することができ、より現実的で具体的な助言や提案を行うことが可能になる。

各圏域相談部会の活動報告

【八重山圏域】

取組内容	取組内容の説明	取組実績	今後の課題・提案事項
研修会の開催 (就労支援部会合同)	【目的】 相談支援専門員及び就労継続支援事業所職員が法律および報酬改定等の内容知ることにより利用者にあ寄り添った相談支援計画を立てられるようにする。 【研修テーマ】 1. 相談支援系の改定内容 2. 適切な相談支援のため 3. 就労サービス系の報酬改定 4. 個別支援計画とは	報酬改定について 日 時：7月11日 14時～17時15分 場 所：オフライン開催 対象者：相談支援専門員、 サービス管理責任者 参加者：53名 消費者トラブル研修 日 時：12月12日 14時～16時半 場 所：オフライン開催 対象者：サービス管理責任者 管理責任者 就労支援事業所職員 参加者：30名	【今後の課題】 (1)相談支援専門員の最新知識のフォローアップ (2)相談支援専門員の資質向上 (3)相談支援専門員数の確保のための活動 【提案事項】 効果的な研修会の企画、開催
事例検討会の開催	【目的】 事例検討を通じて討議の方法や情報の整理、多角的な視点を学ぶ 【研修テーマ】 具体的な事例を参加者から提供	日 時：9月19日 14時～17時 場 所：オフライン開催 対象者：相談支援専門員、 サービス管理責任者 参加者：12名	【今後の課題】 (1)事例検討の周知方法 (2)事例検討後の対応

～圏域自立支援連絡会議活動報告～

療育・教育部会

(北部・中部・南部・宮古・八重山圏域)

各圏域療育・教育部会の活動報告

【北部圏域】

取組内容	取組内容の説明	取組実績	今後の課題・提案事項
発達障害児者支援体制整備 (圏域別研修事業)	新サポートノートえいぶるについて、認知度がまだまだ低いとため、認知度と活用の向上につなげる研修を実施する。	発達障害児者支援研修会 日 時：令和6年12月20日 内 容：新サポートノートえいぶるの活用について (講師) 沖縄県発達障害者支援センター かじゅまーる 対象者：児童発達支援及び放課後等デイサービス職員、相談支援事業所職員、関係各課の行政職員等 参加者：16名	
医療的ケア児ガイドブック委員会	医療的ケア児と家族の暮らしを支えるための体制整備として、令和元年度に医療的ケア児ガイドブックを作成。当ガイドブックは必要な情報を得やすくすること、支援者による他制度活用促進を目的としてシンプルに作られており、関係機関から家族にわかりやすく情報提供ができないかとの意見があった。それを踏まえ、ガイドブックを発展させる形で家族の抱える質問へのQ&Aを作成することとなった。	医療的ケア児ガイドブック作成委員会 ①令和6年 8月27日 ②令和6年 9月30日 ③令和6年10月22日 ④令和6年11月14日 ⑤令和6年12月24日 ⑥令和7年 2月25日 内 容：家族が困った時に情報が得られるQ&Aを作成する。	アプリ化が最初の意見としてあったが、圏域（福祉事務所）だけでは技術的にも費用的にもできないため、県HP（北部福祉事務所のページ）にQ&Aを載せる形で落ち着いた。全県的取組として医療的ケア児支援センターと連携して進めていることがあれば確認したい。
医療的ケアが必要な方の受入事業所連絡会	昨年度、医療的ケア児者等の居場所創りワーキングを設置し、医療的ケア児受入事業所へのヒアリングを実施した。調査の結果、他事業所（受け入れ事業所同士）の連携が課題として上がったため、生活介護事業所連絡会を開催することとした。	医療的ケアが必要な方の受入事業所連絡会 日 時：令和7年1月27日 14時～16時 内 容：①欠席時加算について ②医師の意見書について ③意見交換 対象者：生活介護事業所、日中一時支援事業所の医療的ケアを必要とする方の支援に関わる職員 参加者：8名（6事業所）予定	昨年度の県自立支援協議会（療育・教育部会）へ「医療的ケアが必要な成人が通所できる事業所について」という提案を行った。その中で欠席時加算の現状単価だと厳しいとの事業所の声があり、報酬を補填する仕組みを県全体で検討することで、安定的な運営を支援することができるのではないかと提案させていただいた。この件について、進捗等あれば共有いただけるとありがたい。

各圏域療育・教育部会の活動報告

【中部圏域】

取組内容	取組内容の説明	取組実績	今後の課題・提案事項
定例会における意見交換等	○各支援期間の取組、課題等の情報交換 ○児童系サービス事業所向け研修会の企画、医療的ケア児CO連絡会、保育所等訪問支援事業所連絡会への参加	◆定例会・コア会議 (1)令和6年7月5日 (2)令和6年9月10日 (3)令和6年12月5日 (4)令和7年2月10日 (5)ほかコア会議 適宜（研修、各連絡会に係る企画調整）	報酬改定に伴い、時間による算定となったため、授業時間が長い小学校高学年から中高校生、特別支援学校の所在地以外の受け入れなどを断る事例が多く聞かれるようになった。 基地内の学生で療育が必要な生徒へのサービス利用が滞ってしまう現状が有、前年度相談支援部会でもその事案があがっていた経緯を確認。各市町村での現状確認が必要。
児童系サービス事業所向け研修会の実施	令和6年度の報酬改定により、基本報酬や提供されるサービス等の取扱いが見直されたことに伴い、発達支援の4つの支援内容や5領域との関連性等を再確認し、こどもの意志尊重と最善の利益を基本とした支援を学ぶ機会とすることを目的に研修会を実施。	日時：11月14日(木)9:30～12:00 場所：沖縄市農民研修センター 対象：指定児童発達支援及び放課後等デイサービス事業者の児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士その他障害児支援に従事する者（受講者数 168名） 内容：講義、実践報告、グループワーク	圏域での開催では受講者の数を限定せざる得ないため、部会構成委員が出前講座的に地域に出向く必要性が出てきた。
医療的ケア児コーディネータ連絡会の開催	医療的ケア児コーディネーター養成研修受講者及び市町村関係課職員を対象に、医ケア児コーディネーターの機能等を再確認するとともに、圏域・市町村における支援の現状・課題を共有するための連絡会を実施し、医ケア児コーディネーターのネットワーク構築を図る。	予定：令和7年2月20日(木)午後 場所：中部福祉事務所 対象：医療的ケア児コーディネーター養成研修受講者、市町村関係課職員、医療機関の相談員もしくは看護師	市町村によっては、コーディネーター養成研修受講者の把握が出来ていないことがあり、離職や異動も念頭に置いた推薦が必要。 新しい方は参加があるが、数年前に受講された方の研修参加が減っている現状。 医療機関のMSWや退院担当看護師などの受講枠も必要。
保育所等訪問支援事業所連絡会の開催	保育所等訪問支援サービスを行う事業所を対象に、圏域・市町村における支援の現状・課題を共有するための連絡会に参加し、事業者間で差が生じている支援スキルの平準化を図る。	保育所等訪問支援事業所連絡会の開催に合わせて、連絡会から参加依頼があった際に参加	

各圏域療育・教育部会の活動報告

【南部圏域】

取組内容	取組内容の説明	取組実績	今後の課題・提案事項
(1)医療的ケア児等支援に向けた連携強化 ◎保育・教育・医療・福祉の連携について各市町村、各機関の情報共有を行う（個別の避難計画の立て方等も含む） ◎持続可能な支援体制について協議を行う※看護師配置予算確保等も含む ◎医療的ケアコーディネーター連絡会の実施	・沖縄県の医療的ケア児支援の施策の共有 ・各市町村での個別の避難計画の作成における体制についての共有（那覇市と南風原町の事例発表） ・グループワーク：各市町村の進捗状況の確認と、取り組みそうなアイデアを出し合った	第1回南部圏域医療的ケア児コーディネーター連絡会 「沖縄県の取り組み、医療的ケア児等の個別避難計画について」 日時：6月21日(金)14時～17時 場所：女性参画センターているる(那覇市) 講師： ・沖縄県障害福祉課 當山清太 ・那覇市保健所 喜屋武尚美 ・南風原町基幹相談センター 狩俣真季子 参加人数：40名	・医療的ケア児支援センターと連携し、医ケア児の様々な課題の解決に向けた話し合いが必要ではないか ・医ケア児の支援においては、 ・看護師不足 ・短期入所の不足 ・保育園、幼稚園、学校での受け入れ体制の整備の課題 ・災害時などの避難についての課題 - など、多くの課題があるが、市町村だけでは解決が難しい状況があるため各機関との連携が必要
(2)支援者の人材育成への取り組み ◎発達障害児支援について（強度行動障がい等への対応できる支援者の育成） ◎不登校児支援について ◎サポートノートえいぶるの活用等について研修会・勉強会の開催	・強度行動障害（児・者）の支援を考えるとというテーマで、市町村職員、相談支援専門員、福祉サービスのサービス提供事業所の支援員の方々に集まってもらった ・強度行動障害になっている本人・家族の現状報告を相談員から行い、人材育成の課題があることを共有 ・浦添市、沖縄県で今後どのような人材育成の仕組みが作っていただけるかを講義を聞き、グループで話し合った	第1回南部圏域療育教育部会研修会 「強度行動障害(児・者)支援について考える」 日時：9月18日(水)14時～17時 場所：沖縄県スポーツ協会(那覇市) 講師： ・浦添市基幹相談センターてだこの森 川上健太氏 ・NPO法人わくわくの会 さぼーとせんたーI 宮城科子氏 ・放課後等デイサービス イムア 北谷町委託相談 山城健児氏 参加人数：80名	・沖縄県全体で、強度行動障害の方の支援者を育成していく仕組み作るが必要
(3)福祉サービスと教育・福祉との連携強化に向けて ◎保育所等訪問事業所連絡会の開催へ向けての取り組みを行う。ペアトレ、ティートレの活用に向けた取り組み推進。	・市町村担当者、相談支援専門員、サビ児管に参加してもらい、再度療育の目的を確認し、5領域を踏まえた個別支援計画の作成について考える ・グループワークでは、各事業所で立てた、5領域を踏まえた個別支援計画を持ち寄り、情報共有を行う	第2回南部圏域療育教育部会研修会 「療育（児童支援）における5領域をふまえた個別支援計画の作成ポイント～発達支援・家族支援・地域支援・移行支援を考える～」 日時：12月10日(火)14時～17時 場所：おきなわ工芸の杜(豊見城市) 講師：津波古悟（中部圏域アドバイザー） 参加人数：70名	・個別支援計画が作成されていなかったり、サービス等利用計画と連動していなかったり、療育的な視点がなく、ほぼ預かりになっている事業所も多い⇒集団指導、定期的な実地指導などをしっかりと行っていく必要がある

各圏域療育・教育部会の活動報告

【宮古圏域】

取組内容	取組内容の説明	取組実績	今後の課題・提案事項
障害児等療育支援事業担当者会議	障害児等療育支援事業に関する情報共有及び連携強化、療育の資質向上等を目的とした会議を行う	第1回：8月22日（木） ・昨年度の振り返り ・報酬改定の見直しについて（児童発達支援における「発達支援」「家族支援」「地域支援」） ・各事業所の今年度計画を踏まえた意見交換 ・フローチャートの作成について確認 ・宮古圏域での療育機能（事業）の方向性について 第2回：1月8日（水）【予定】 ・今年度の状況報告 ・意見交換	今後は、ニーズや課題を整理し、協議していく。
宮古圏域フローチャート作成会議	障害児等療育支援事業担当者会議の中で決まった宮古圏域のフローチャート及び療育の説明文を作成するための調整会議	第1回：11月21日（木） ・昨年度の振り返り ・フローチャートの使用事例報告。 ・使用して見えてきた課題の共有と、構成を含めた文言修正の意見交換 ・目的、各自の役割分担の確認 第2回:令和7年2月上旬【予定】	フローチャート作成後の周知について検討している。 （事業所、教育・療育現場へ配布するリーフレット作成費用が課題）

各圏域療育・教育部会の活動報告

【八重山圏域】

取組内容	取組内容の説明	取組実績	今後の課題・提案事項
与那国町への現状等の情報提供と聞き取り	与那国町の担当者への沖縄県障害児等療育支援事業の説明や与那国町の障害児の状況、与那国町の担当職員の現状確認等を行った	令和6年11月12日与那国町役場	今後は聞き取りをした内容をもとに効果的な情報提供やZOOM等担当者が参加しやすい環境づくりを行っていく
特別支援教育支援員が対象に関する研修	特別支援教育支援員の仕事の重要性ややりがいの周知、講師の活動例の報告等。	令和7年1月18日八重山合同庁舎2階大会議室（予定）	

～圏域自立支援連絡会議活動報告～

就労部会

(北部・中部・南部・八重山圏域)

各圏域就労部会の活動報告

【北部圏域】

取組内容	取組内容の説明	取組実績	今後の課題・提案事項
就労支援事業所企業見学会	一般就労への移行及び工賃引き上げ、就労の機会の場の拡大の促進、雇用と福祉の連携構築を目的に企業見学会を行う。	就労支援事業所見学会 日時：令和6年10月10日 11:00～12:00 場所：オクマプライベートビーチ&リゾート 対象者：管内就労支援事業所の利用者及び支援員 参加者：事業所職員2名、利用者7名、就労支援部会長 圏域体制推進員、福祉事務所担当	ホテル見学だったので、人数制限があり人数での対応が厳しかった。 国頭村在だったためか、参加事業所が少なかった。 次年度は、必要性も鑑み見学会の開催を検討したい。
就労支援事業所サービス管理責任者等スキルアップ研修	各事業所の資質向上及び、課題の把握を目的に就労支援事業所等スキルアップ研修を行う。	就労支援事業所サービス管理責任者等スキルアップ研修 日時：令和6年11月12日 13:30～16:00 場所：北部合同庁舎2階第会議室 対象者：管内就労支援事業所職員（サービス管理責任者、就労支援員、職業指導員、生活支援員等） 参加者：就労支援事業所職員計10名 講師：沖縄障害者職業センター 障害者職業力カウンセラー2名 内容：就労支援アセスメント（講義） 事業所の課題等（グループワーク）	参加する事業所が限られてきている。 福祉サービス事業所として必要なスキルだと考え講義テーマとしているが、内容も含めて検討する必要がある。 一方、研修が終わった後のグループワークは、他の事業所との交流が出来るので好評である。 次年度は、就労選択支援事業が始まるので、全事業所や関係機関を対象に研修を行う必要があると感じているが、その講師招聘(選定)や開催方法について検討を要するが、沖縄県全体で取り組む必要がある内容と考える。
各市町村の就労に関する取り組み状況把握	各市町村の就労支援の取り組み状況を把握することを目的に、年2回部会を開催する。	就労支援部会（年2回） 第1回日時：令和6年6月20日（木）13:30～15:00 場 所：北部合同庁舎2階大会議室 参加者：各市町村障害福祉担当 委託相談支援事業所 名護公共職業安定所 名護特別支援学校 桜野特別支援学校 沖縄高等学校特別支援学校 就労支援事業所 部会長等 第2回 日時：令和7年1月16日（木）10:00～12:00 場 所：北部福祉事務所健康増進室 参加者：第1回と同じ	- 管内就労支援A型事業所の減少。 - 令和7年10月開始の就労選択支援について - 各市町村の部会の設置の必要性について（今帰仁村、本部町）

各圏域就労部会の活動報告

【中部圏域】

取組内容	取組内容の説明	取組実績	今後の課題・提案事項
定例会における意見交換等	(1)中部圏域市町村の就労部会設置の推進 (2)就労事業所向け研修会の企画 (3)お仕事体験ウィークの後方支援 (4)療育・教育部会とのタイアップ勉強会の企画 (5)就労支援に関する現状について情報交換、意見交換	● 定例会・コア会議 ①令和6年7月23日 ②令和6年9月12日 ③令和6年12月3日 ④令和7年2月6日 ⑤ほかコア会議（研修企画）	○圏域における就労部会設置に向けて引き続き推進。 ○令和7年度から始まる就労選択支援関連の研修会を企画検討予定。 ○お仕事体験ウィークの後方支援は依頼に応じて取り組む。 ○今年度療育・教育部会とのタイアップ勉強会は企画できず、次年度に再検討。 ○情報交換・意見交換は次年度も引き続き取り組む。
中部圏域市町村の就労部会設置の推進	(1)前年度の企画研修において就労部会設置の意向を示した2村のうち、恩納村が今年度部会設置への準備を行いたいとの相談あり。部会設置に関してはノウハウも必要なことから、圏域就労部会がフォローアップを実施。 (2)部会設置目標及び方向性などの意見整理	●恩納村役場にて 令和6年10月1日14:00～ 参加者：恩納村福祉課2名、委託相談1名、社協1名、圏域就労部会委員3名、AD、推進員	○就労部会設置にかかるフォローアップ及び新規設置に向けてのアプローチを継続。
就労事業所向け研修会	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う就労系サービス事業所の事業実施に伴う留意事項を学ぶほか、圏域の就労事業所間での情報共有並びに連携強化等を目的に研修会を実施。	（予定） 日 時：1月17日（金）PM 場 所：沖縄IT津梁パーク 対象者：就労系障害福祉サービス事業所サービス管理責任者	○研修会での意見等から次年度の企画を検討予定

各圏域就労部会の活動報告

【南部圏域】

取組内容	取組内容の説明	取組実績	今後の課題・提案事項
圏域市町村の取組について情報共有。	各市町村の代表より、事前に状況報告書を提出してもらい情報共有。 市町村部会の開催状況や困難事例、地域イベント等についても周知出来るような体制。	第1回相談部会 場 所： 沖縄県スポーツ協会研修室AB 日 時： 令和6年6月13日(木) 人 数： 13名 第2回相談部会 場 所： 県総合福祉センター会議室①②③ 日 時： 令和6年8月16日(金) 人 数： 11名	【今後の課題】 就労部会等が実施されていない市町村の状況把握。 【提案事項】 参考になる他市町村の取組について、オブザーブ参加等で学ぶ機会が持てるような取り組み。
支援者の支援・スキルアップ	最新の就労支援動向について学び、勉強会の開催も行いながら、支援者のスキルアップを図る。	第1回南部圏域就労部会研修会 「障がい者の消費者トラブルについて」 日 時： 令和6年12月12日(木) 場 所： 沖縄県スポーツ協会研修室AB 内 容： 消費者トラブルについて 講 師： 寺田明弘氏(弁護士) 参加者 定員60名 八重山圏域就労部会共催 ハイブリット開催	【今後の課題】 ①福祉から一般就労まで、幅広いニーズからの絞り込み。 ②研修テーマの選定。 【提案事項】 福祉的就労と一般就労それぞれにワーキングチームの立上げ
関係機関との連携強化	教育や医療等、連携強化に向けて関係機関からもメンバーを迎えて部会を開催。		【今後の課題】 ① 医療機関との連携 ② 普通校との連携 【提案事項】 テーマにより相談・療育教育・住まいの各部会との合同研修会等の実施。

各圏域就労部会の活動報告

【宮古/八重山圏域】

	取組内容	取組内容の説明	取組実績	今後の課題・提案事項
宮古圏域	宮古圏域は就労支援部会未設置のため相談支援部会にて協議を行っている。 令和5年度は相談支援部会にて就労支援ワーキングを開催したが、令和6年度は宮古圏域のアドバイザーが不在となり部会立ち上げなど調整に時間を要し、就労支援に関するワーキング等を現在開催できていない。			
八重山圏域	就労部会の開催	就労部会を開催することで各分野の情報や課題の共有今後の予定を行うことができる。	第1回就労部会（令和6年6月4日） 第2回就労部会（令和6年2月予定）	研修等で出てきた課題をどのように整理するのか、
	研修の開催	就労支援に関する様々な研修を開催することでスキルアップや情報の共有を目指す。 ①石垣市で増加しているセルフプランについての現状説明や今後の方針、さらにセルフプランに係る現状改善を図り、八重山圏域における福祉施策の向上を目指す。 ②近年被害が増えている消費者トラブルについて講師の方から事例や現状を学び、グループワーク通して情報共有やアイディアの作成を行いトラブルにあう割合を減らす。	①就労支援関係者、児童支援関係者、グループホーム関係者向け研修会「セルフプラン研修」（令和6年7月25日） 参加者49人 ②「～被害者にも加害者にもしないために～支援者向け障害のある方への消費者トラブル対策研修」（令和6年12月12日） 参加者12人	①セルフプランの作成方法の習得など成果があった、アンケート結果などで書かれたように課題である利用者に必要な相談支援専門員の不足をどのように改善、解決するか。（遠隔地の相談支援員に計画を作成を依頼するなど。） ②障害者が陥りやすい消費トラブルを学び、グループワークでの情報共有を行い一定の成果があったと思われる。 改善点などについてはアンケート等で確認する。

～圏域自立支援連絡会議活動報告～

住まい・地域支援部会
(北部・中部・南部・宮古・八重山圏域)

各圏域住まい・地域支援部会の活動報告

【北部圏域】

取組内容	取組内容の説明	取組実績	今後の課題・提案事項
地域生活支援拠点等の体制整備について	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための5つの機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門的人材、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支える地域づくりが求められている。市町村自立支援協議会を活用し様々な資源を結び付け、北部の地域性を生かし、地域で障がい児者やそのご家族が安心して生活をするための取組と課題を本会にて共有することで北部圏域の地域生活支援拠点等の体制整備の促進を目指す。	住まい暮らし部会 年2回開催 構成員：北部圏域9市町村障害福祉担当職員、4委託相談支援事業所、障害児者入所施設、パーソナルサポートセンター、北部圏域アドバイザー 第1回：6月21日(金) 内容：①住まい・暮らし部会の令和5年度取組・令和6年度計画を報告 ②地域生活支援拠点等の5つの機能に関する体制整備状況の共有と意見交換 第2回：令和7年1月17日(金) 内容：①部会の令和6年度取組・令和7年度活動計画 ②地域生活支援拠点等の5つの機能に関する体制整備状況の共有と意見交換	【課題】緊急一時保護について 日頃から市町村と受け入れ事業所が連絡を取り合うことで緊急時の受け入れがスムーズになるため、市町村と事業所の連携の促進が必要。
居宅介護、短期入所、移動支援等のサービス提供について情報共有を図る	住まい暮らしに関する地域の受け皿について、課題を抽出、整理し、生活に不安を抱える障がい当事者、ご家族が住み慣れた地域で住み続けるための手がかりとなるよう努め、かつ北部の市町村の福祉サービスの実施、提供の状況について情報共有することで市町村の協議会と連携を図る。	①グループホーム情報共有シートワーキング 第1回 令和6年5月17日 第2回 令和6年11月26日 内 容：北部圏域のグループホームに関する共有を図る。 ※令和6年4月25日沖縄県ホームページ（北部福祉事務所）に北部圏域グループホーム情報シート掲載。 URL:https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/ippanfukushi/1007078/1017866/1006823/1028678.html 令和6年度末までに情報の更新・新規事業所情報の追加及び入居状況の掲載を予定。 ②単身生活者、高齢者との同居世帯の緊急時の支援体制について 上記部会にて圏域内各市町村の状況を共有。	【課題】居住支援について 県居住支援協議会、居住支援法人居住支援事業者、困窮者自立支援機関保証人代行事業者等の情報があると障害者の住まい探しがスムーズになるのではないかと。

各圏域住まい・地域支援部会の活動報告

【中部圏域】

取組内容	取組内容の説明	取組実績	今後の課題・提案事項
地域移行・定着支援事例の検証及び考察	1 事例 1 報告の事例を検証・考察し、地域移行・定着支援のあり方について議論する。	①圏域アドバイザーが実施する市町村情報交換会において、コーディネーターが同行し、地域移行等支援の取組確認及び取組みへのサポート申し出。（情報交換会は令和6年5月～6月に実施、管内11市町村） ②令和5年度事例報告の再確認 ③令和6年度事例報告の進捗確認、報告事例概要の報告 ④その他地域移行等に関する意見交換	圏域市町村に協議の場は設置してきたが、人事異動や各市町村協議会での取り組みの優先順位の変遷等により停滞していく状況も確認できている。市町村の事例報告を通して協議の場の活性化や「にも包括」の取り組みの推進を図っていく事が今後の地域づくりでも重要なポイントの一つになるとも考えるので、もうしばらくは取り組みを継続していく事が必要だと思います。
居住サポートに係るアンケート調査の実施	中部圏域の市町村及び委託相談を対象に、居住支援に係るアンケートを実施し、アンケート結果に基づいた課題を共有、議論する。	アンケート調査実施（予定）	中部圏域の複数市町村で居住支援協議会の設置が進められているが、協議会の場が形骸化しないように、それぞれの市町村での取り組み状況に関する情報交換や意見交換などを行う場を設け、顕在化した課題に関して圏域や県の部会等で協議していく事も、今後必要になってくると思います。
グループホーム支援者向け研修	グループホーム管理者、サービス管理責任者を対象に、報酬改定や障害特性に関する講義を行い、支援スキルの向上を図る。	・開催日時：令和7年2月13日（予定） ・対象：管理者、サービス管理責任者 ・内容：報酬改定、障害特性に関する講義	直接支援の頻度が高い世話人向けのスキルアップ研修の持ち方（内容や方法など）をどのように行えるか。

各圏域住まい・地域支援部会の活動報告

【南部圏域】

取組内容	取組内容の説明	取組実績	今後の課題・提案事項
部会・ワーキングの実施 及び全体会への出席	【活動計画】 (1)ワーキングで事例を共有する ★拠点整備の事例報告会 ★1市町村1事例報告のフォロー (2)住まいの課題を議論する →相談部会や他部会との連携 ★災害対策について (3)支援者支援の方法を探る →研修計画実施・各市町村の協議会支援	(部会) すべてWEB開催 第1回：R6.6.26 10:00～12:00 第2回：R7.2.13 10:00～12:00予定 (ワーキング) すべてWEB開催 第1回：R6.7.29 14:00～16:00 第2回：R6.11.21 10:00～12:00 第3回：R7.1.28 13:00～15:00予定 (全体会) 第1回：R6.9.27 10:00～12:00 (対面・WEB) 第2回：R7.2.27 10:00～12:00予定 (WEB)	※今年度より那覇市と浦添市の基幹相談支援センターを加えオブザーバー参加としたが、この部会はWEBによる会議が多いため、次年度は島しょを含む南部圏域の各市町村（基幹相談支援センター含）の担当者への出席を検討していきたい。
1 事例 1 報告の事例の推進・活用	多機関（精神科病院や保健所、行政や福祉関係）に所属する構成員に1市町村1事例報告の意義を共有し、各市町村の取り組み及び地域の支援体制の整備状況の確認。各機関に地域の相談支援の体制整備について理解を深めていく。	令和3年度から5年度までの提出データをもとにハンドブックを作成中であることを報告。今後圏域部会やワーキング他の部会での共有を予定。	部会やワーキングで1市町村1事例報告の意見を集め、県に報告していく。また、圏域各市町村から報告に関する相談があった場合は、部会長やコーディネーターが出向き、サポートを行っていく。
各市町村の取り組みについて情報共有	構成員による地域移行定着支援の取り組みについて、共通シートを導入し情報を見える化し、ワーキングで共通理解を深めていく。	「（新規）状況報告シート」を導入し、構成員に配布。ワーキング当日内容を確認し意見交換した。 ①それぞれの機関における地域移行支援・地域定着支援に状況 ②住まいに関する共有したい事例や課題 ③その他、皆で共有したい情報	ワーキングで共有した情報や意見をまとめ、年度末の圏域住まい部会で共有し、次年度の活動計画を検討する。
支援者支援体制について	【目的】 支援者のスキルアップ、情報共有、連携強化を図るための研修会を開催。 【研修テーマ】 グループホーム世話人等を対象に、グループホームの役割及び障害特性の講義を行い、支援スキルの向上を図る。	対象者：グループホーム職員（サビ管OR世話人） 日 程：令和7年2月6日（木）10：00～12：30 内 容：精神障がいの特性を学ぶ研修（リモート） ①行政説明（グループホームの役割と機能） ②障害特性 精神障害・知的障害 ③実践報告（自分たちのかかわり） ④グループにおける意見交換 ⑤グループの全体共有	意見交換時に、世話人等から現場でどのようなことに困っているのか具体的に情報収集し、今後の議題や支援者研修につなげてく予定。

各圏域住まい・地域支援部会の活動報告

【宮古/八重山圏域】

	取組内容	取組内容の説明	取組実績	今後の課題・提案事項
宮古圏域	○宮古圏域は地域住まい暮らし部会が未設置のため相談支援部会のワーキングとして検討している。 ○令和6年度は宮古圏域アドバイザーが不在であることから、部会立ち上げに向けて調整などを進めている状態であり、報告できる取組は現時点ではまだない。			
八重山圏域	部会開催及びWGの調整等	・各市町の取組及び課題等の情報交換を行い圏域の課題抽出や精整理を行う。	第1回地域住まい部会の開催 日 時：令和6年5月31日13:00～ ①令和5年度活動報告及び令和6年度活動計画の報告 ②アルコールサポートガイドの取組の報告と今後の課題 ③各市町の活動報告及び動計画の報告 第2回地域住まい部会の開催 日 時：令和7年2月（予定） 地域住まいWG 日時：令和7年1月（予定）	・圏域部会との情報共有と連携 ・次年度の取組みの集約 ・市町自立支援協議会との連携
	地域移行・地域定着事例検討ワーキンググループ中心に圏域の課題や解決策の検討、情報共有を行う。	アルコール依存症の方への支援についてご本人やご家族への啓蒙及び支援者へのサポート支援をする。	・アルコールサポートガイドの修正及び配布 ・関係機関機関向けサポートガイドの修正と配布 ・配布先リストの作成と確認 ■第1回コア会議 日 時：令和6年12月10日16:00～ ■第2回コア会議 日 時：令和6年1月（予定）	・アルサポワーキングの報告まとめと次年度の取組の意見集約 ・配布状況の確認と運用状況の確認 ・内容の更新

令和6年度 部会活動報告

令和6年度 沖縄県障害者自立支援協議会 取組報告

【相談支援・人材育成部会①】

ワーキング名称 ワーキング開催日	活動計画	活動計画の内容説明	活動実績	今後の課題 提案事項
(1)相談支援・人材育成部会	(1)相談支援の質の向上 (2)相談支援専門員等の人材育成	(1)各ワーキングの研修実施内容を確認、今後の人材育成に関する課題を整理する。 (2)各圏域の相談支援体制の状況を確認し、課題を共有する。	日 時：12月23日(月) 14時～16時 場 所：オンライン開催	小規模離島市町村における相談支援体制の構築について、継続して検討する必要がある。
①ケアマネワーキング 第1回：6月24日(月) 第2回：8月21日(金) 第3回：10月23日(水) 第4回：12月16日(月) 第5回：2月19日(水) 予定	(1)相談支援体制充実・強化に向けた関係職員への基礎研修	【目的】 新任の行政職員や委託相談支援事業所職員を対象に基礎研修会を開催し、相談支援体制の安定化を図る。 【研修内容】 (1)改めて相談支援がなぜ必要なのか (2)沖縄県自立支援協議会について (3)沖縄県の人材育成ビジョン (4)ケアマネジメントプロセスについて（基礎知識）	日 時：令和6年8月2日 13時半～17時 場 所：オンライン開催 対象者：市町村、基幹相談支援センター、委託相談 参加人数 53名 （市町村 23名 基幹相談 7名 委託相談 22名 福祉事務所 1名）	市町村担当者の異動に伴い、その事務局体制に不安定の声もあがることから年度の早い段階で、基礎研修を実施する必要がある。
	(2)基幹相談支援センター設置・運営に向けた研修会 ※主任研ワーキングと連携した企画	【目的】 基幹相談支援センター設置の意義を再認識することで、基幹相談支援センター設置の促進を図る。 【研修内容】 (1)基幹相談支援センター機能強化事業について (2)相談支援業務に関する手引きについて (3)基幹相談支援センターがなぜ必要なのか（グループワークあり）	日 時：令和6年8月30日 13時半～16時半 場 所：オンライン開催 対象者：市町村、基幹相談支援センター、委託相談 参加人数 30名 （市町村 22名 委託相談 8名）	基幹相談支援センター設置数は少ない状況にあるため、未設置市町村に対し、継続して研修等を実施していく必要がある。 基幹相談支援センターに配置すべき主任相談支援専門員の養成が重要

ワーキング名称 ワーキング開催日	活動計画	活動計画の内容説明	活動実績	今後の課題 提案事項
①ケアマネワーキング 第1回：6月24日(月) 第2回：8月21日(金) 第3回：10月23日(水) 第4回：12月16日(月) 第5回：2月19日(水)予定	(3)地域生活支援拠点等整備・運営に関する市町村等関係職員向け研修会 ※基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備促進事業により実施。 ※主任研ワーキング連携企画	【目的】 市町村の地域生活支援拠点等整備状況の現状と課題を確認する。 【研修内容】 (1)地域生活支援拠点等整備の促進と充実について (2)グループワーク（市町村の現状報告等）	日 時：令和6年11月1日 14時～17時 場 所：沖縄県スポーツ協会（ハイブリッド開催） 対象者：市町村、基幹相談支援センター、委託相談 参加人数：55名 （会場 42名、Zoom 13名）	地域生活支援拠点等の整備率は50%程度あるものの、運営面に不安を持つ市町村が多い。市町村同士の情報共有ができる場が必要。
	(4)相談支援事業所の管理者向け研修会	【目的】 相談支援事業の運営と人材育成に係る管理者の役割について考える。 【研修内容】 (1)制度改正から見る相談体制整備の充実化 (2)管理者として知っておいてほしいこと	日 時：令和6年11月8日 13時半～17時 場 所：いちゅい具志川人文館（ハイブリッド開催） 対象者：相談支援事業所向け 参加人数：77名 （会場 63名、Zoom 14名）	障害福祉人材の離職防止・定着率の向上を図るため、障害福祉サービス事業所等の管理者の意識を変える研修等を継続的に実施する必要がある。
	⑤相談支援事業所の運営体制強化に向けた市町村連絡会議の開催	【目的】 複数事業所の協働体制づくりの推進。 【内容】 (1)実践報告→読谷村協定事業所の報告 (2)質疑応答	日 時：未定 場 所：オンライン開催 対象者：市町村	
	⑥基幹相談支援センター連絡会の開催	【目的】 県外の実践例から基幹相談支援センターの運営について考える。 【内容】 (1)実践報告 (2)意見交換会	日 時：令和7年2月25日 14時～17時 場 所：未定(対面開催) 対象者：市町村、基幹相談支援センター	

ワーキング名称 ワーキング開催日	活動計画	活動計画の内容説明	活動実績	今後の課題 提案事項
②現任研ワーキング	相談支援従事者現任者研修の運営方法等の検討	【WG検討内容】 (1)研修スケジュール確認 (2)受講者数の報告 (3)研修の進め方 (4)インターバル実習 (5)演習の進行方法 (6)ファシリテーターの調整	第1回：11月5日(火) 第2回：12月4日(水) 【現任研実績】 申込者数 109名 受講者数 90名 終了者数 89名	相談支援専門員の確保を目指し、オンライン開催などの受講しやすい研修運営を継続的に実施する必要がある。
③初任研ワーキング	相談支援従事者初任者研修の運営方法等の検討	【WG検討内容】 (1)研修スケジュール確認 (2)受講者数の報告 (3)研修の進め方 (4)インターバルの内容確認 (5)演習の進行方法 (6)ファシリテーターの調整 (7)相談支援専門員の実務経験について	第1回：7月9日(火) 第2回：7月23日(火) 第3回：8月14日(水) 【初任研】 申込者数 187名 受講者数 153名 終了者数 142名	相談支援専門員の確保を目指し、オンライン開催などの受講しやすい研修運営を継続的に実施する必要がある。
④サビ管ワーキング	(1)基礎研修、実践研修及び更新研修に係る実施状況の振り返り (2)来年度の研修実施に係る課題や変更点などの共有	【目的】 サビ管・児発管の人材確保や質の向上 【内容】 サビ管等研修に係る受講実績やカリキュラムの検討	令和7年3月開催予定	サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の質の向上を図るため、研修内容の充実とともに、研修定員の拡大に向けた取組を実施する必要がある。

ワーキング名称 ワーキング開催日	活動計画	活動計画の内容説明	活動実績	今後の課題 提案事項
⑤主任研ワーキング 第1回：9月11日(水) 第2回：1月10日(金)	(1)主任相談支援専門員の 養成状況確認・検証	【目的】 主任相談支援専門員養成研修について、選考方法等の実施状況を確認し、分析を行う。	【検討内容】 主任相談支援専門員養成研修の 受講要件の整理	【提案事項】 地域社会生活のニーズに沿った多職種との連携や資源開発の基盤を整えるため、地域の主任相談支援専門員が連携し、相談支援体制の連携強化を図るため、継続的に連絡会議を実施する必要がある。
	(2)主任相談支援専門員の 連絡会議の開催	【目的】 主任相談支援専門員のネットワーク構築・連携強化を図る。	【第1回・オンライン開催】 7月10日(木) 10時～11時半 【第2回・ハイブリッド開催】 11月28日(木) 14時～17時 沖縄県総合福祉センター	
	(3)地域における実地教育 (OJT) 普及の取組	【目的】 (1)スーパービジョンやグループスーパービジョンなどの知識・技術を活かして、協議会等を活用した実地教育の取組を検討 (2)初任研・現任研のインターバル実習における主任相談支援専門員の活用方法を検討する。	上記主任相談支援専門員連絡会議において実施。	

令和6年度 沖縄県障害者自立支援協議会 取組報告

【相談支援・人材育成部会⑤】

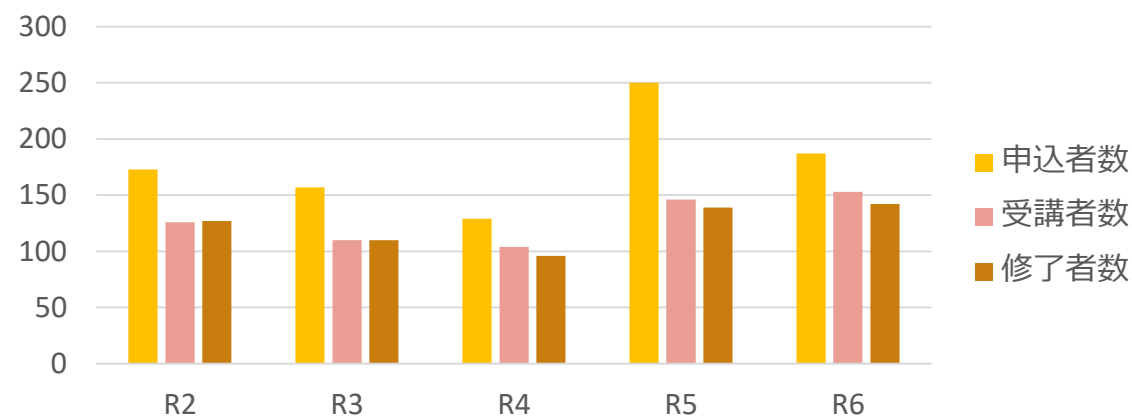
ワーキング名称 ワーキング開催日	活動計画	活動計画の内容説明	活動実績	今後の課題 提案事項
⑥強度行動障害ワーキング	強度行動障害支援者養成研修の実施	(1)研修スケジュール確認 (2)受講者数の報告	令和6年12月下旬～ 令和7年 1月上旬実施予定	
⑦ピアサポートワーキング 第1回：8月6日(火) 第2回：11月7日(木)	障害者ピアサポート研修の実施	(1)障害者ピアサポート研修(基礎、専門、フォローアップ)に取り組むにあたり、段階的に研修を実施する計画を検討。 (2)ピアサポーターの実践的な活用に向けた体制や周知について検討。	【基礎研修】 期間：7月18日～19日 修了者 30名 【専門研修】 9/13、9/23 修了者 37名 【連絡会or交流会】 令和7年2月10日予定 ※令和4～6までの研修修了者が対象(73名)	(1)フォローアップ研修の事前準備として連絡会または交流会を開催する。 (2)ピアサポーターの配置状況や活用実態の把握が必要である。
⑧離島支援ワーキング 第1回：8月7日(水) 第2回：11月5日(火)	離島連絡会の開催	【目的】 離島の好事例や課題の把握、離島市町村職員同士のネットワークづくり	日 時：令和6年10月15日 14時半～17時 場 所：オンライン開催 対象者：離島市町村 参加人数：12市町村24名	離島独自の取組や課題について、共有・協議する場として「離島連絡会」を継続して開催することで、離島自治体の相談支援体制の構築を図る。

沖縄県指定障害福祉サービス事業者従事者等研修実績一覧(1)

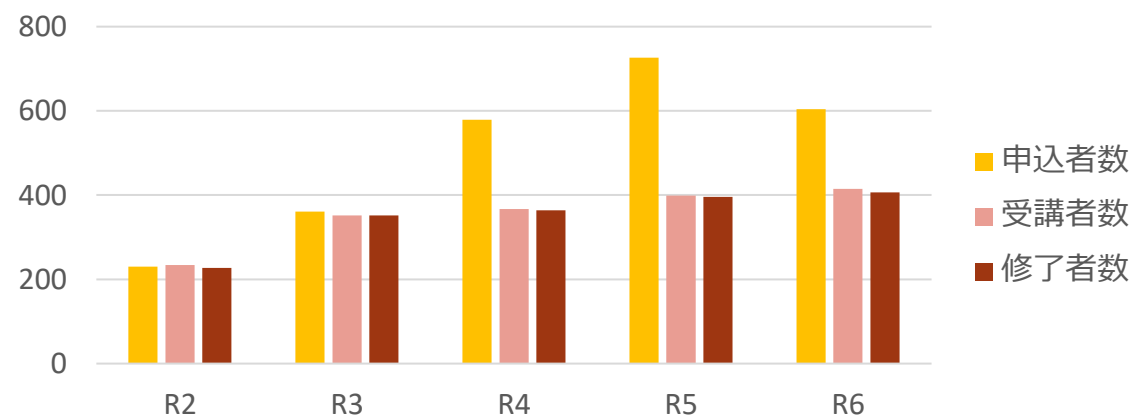
(1)相談支援従事者初任者研修

研修種別	申込者数	受講者数	修了者数	備考
令和2年度（7日課程）	173	126	127	
令和3年度（7日課程）	157	110	110	
令和4年度（7日課程）	129	104	96	
令和5年度（7日課程）	250	146	139	
令和6年度（7日課程）	187	153	142	

相談支援従事者初任者研修（7日課程）



相談支援従事者初任者研修（2日課程）



研修種別	申込者数	受講者数	修了者数	備考
令和2年度（2日課程）	230	234	227	
令和3年度（2日課程）	361	352	352	
令和4年度（2日課程）	579	367	364	
令和5年度（2日課程）	726	399	396	
令和6年度（2日課程）	604	415	406	

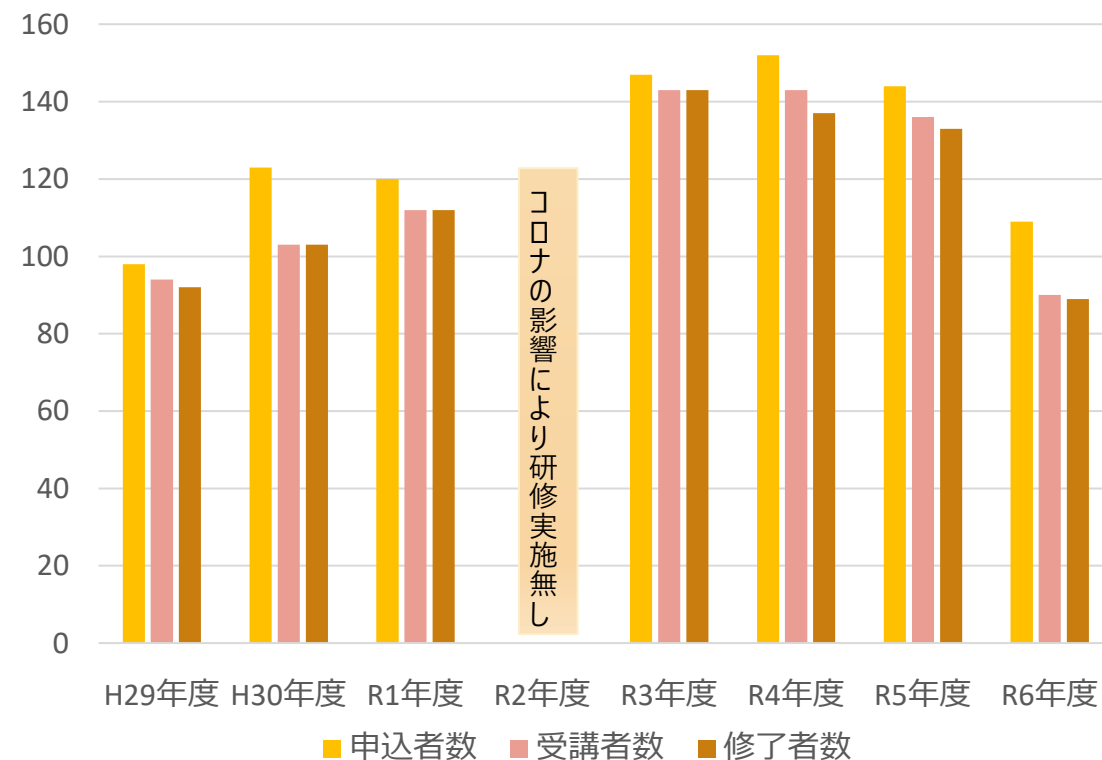
沖縄県指定障害福祉サービス事業者従事者等研修実績一覧(2)

(2)相談支援従事者現任研修

実施年度	申込者数	受講者数	修了者数	備考
平成29年度	98	94	92	
平成30年度	123	103	103	
令和元年度	120	112	112	
令和2年度				
令和3年度	147	143	143	
令和4年度	152	143	137	
令和5年度	144	136	133	
令和6年度	109	90	89	

※R2年度は、コロナの影響により研修実施無し

相談支援従事者現任研修

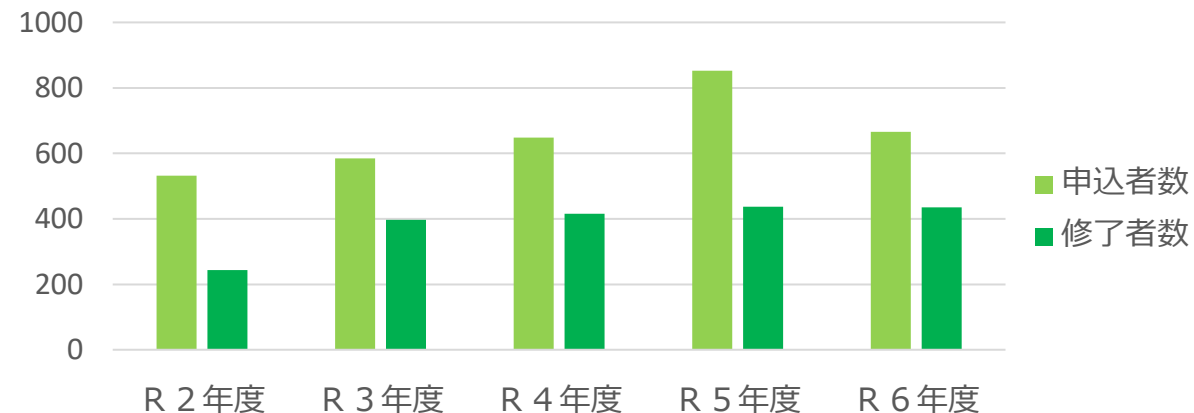


沖縄県指定障害福祉サービス事業者従事者等研修実績一覧(3)

(3)サービス管理責任者研修

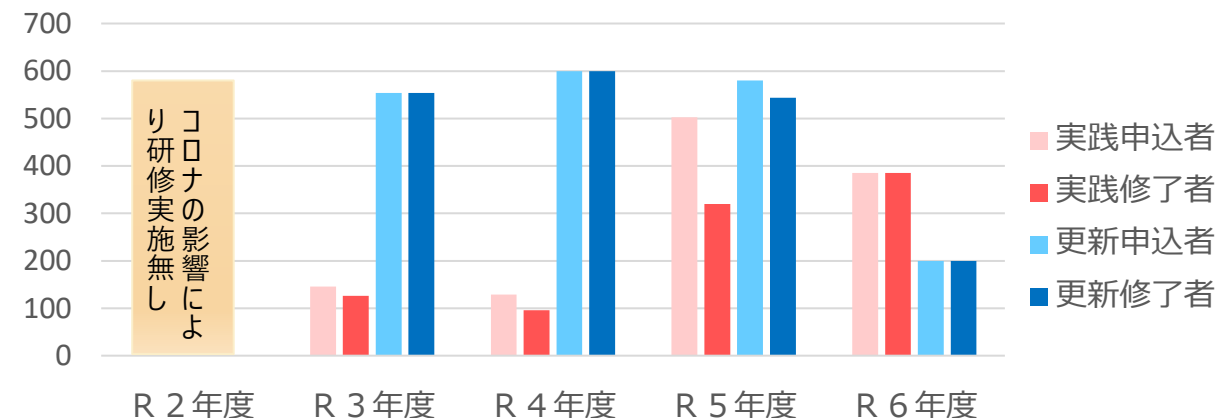
研修種別	申込者	修了者	備考
R 2 年度（基礎研修）	532	244	
R 3 年度（基礎研修）	585	397	
R 4 年度（基礎研修）	648	416	
R 5 年度（基礎研修）	853	437	
R 6 年度（基礎研修）	666	435	

サービス管理責任者基礎研修



研修種別	実践 申込者	実践 修了者	更新 申込者	更新 修了者	備考
R 2 年度（実践・更新）					
R 3 年度（実践・更新）	146	126	554	554	
R 4 年度（実践・更新）	129	96	600	600	
R 5 年度（実践・更新）	503	320	580	544	
R 6 年度（実践・更新）	385	385 (見込み)	200 (見込み)	200 (見込み)	

サービス管理責任者実践研修・更新研修



※R 2 年度は、コロナの影響により研修実施無し

令和6年度 沖縄県障害者自立支援協議会 取組報告

【療育・教育部会】

部会・ワーキング名称 開催日	活動計画	活動計画の内容説明	活動実績	今後の課題 提案事項
(2)療育・教育部会 日時：12月23日(月) オンライン開催	各圏域の活動報告	各圏域の療育・教育部会の令和6年度、活動・取組状況について部会長等より報告。	各圏域の療育・教育部会においては、医療的ケア児や強度行動障害等を含む、療育での課題について、検討・整理、解決に向けての取組を行っている。 (例、発達障害児者支援研修会(北部)、療育・教育部会研修会(南部)等)	「障害児通所支援事業所等のサービスの質担保について」放課後等デイサービス事業所等のサービスの質や支援のあり方に問題があり、発達段階にある児童生徒に必要な療育が提供されず、その結果、(5～10年経過し)成人になって、さまざまな問題行動がある心身が健全に発育できていない障害者が確認されているとの問題提起がある。事業所のサービスの質の担保について検討する必要がある。
	第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画の策定進捗報告	今年度策定予定の、第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画の策定進捗状況について、事務局より報告。	沖縄県発達障害者支援体制整備委員会、沖縄県発達障害児(者)支援機関連絡会議等を開催し、第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画を策定中。	
	各圏域自立支援連絡会議等からの提案・共有事項	各圏域等からの課題や、共有事項等について提案を行い、各委員から意見をいただいたうえで、課題解決に向けた整理を行う。	新サポートノートえいぶるの改正や、強度行動障害の方の支援者育成について等の議題があり、課題や意見を集約した上で、人材育成等の協議の場への繋ぎを行う。また、えいぶるの改定については、引き続き改定に向けた取り組みが必要。	
	障害児移行支援ワーキングの取組状況報告	円滑な移行が難しいケースについては、関係者の協力のもとで移行調整の検討を進める。	令和6年11月に障害児入所施設に対して、18歳以上の者の移行調整の進捗状況を調査し、円滑な移行が難しいケースの抽出を行った。今年度、第1回障害児移行支援ワーキングを開催予定。	

部会・ワーキング名称 開催日	活動計画	活動計画の内容説明	活動実績	今後の課題 提案事項
(3)医療的ケア児支援部会 (令和6年12月11日) ⑩医療的ケア児 コーディネーターワーキング (令和6年6月18日)	(1)医療的ケア児の実態把握 に向けた取り組みの推進	県内の医療的ケア児の実態把握に向け、市町村に対し、児童毎の対象となる医療的ケアの内容、常時電源確保の必要性の有無、避難行動要支援者名簿の掲載有無、個別避難計画策定状況に関する実態調査を実施する。 また、令和6年度から実施している医療機関から市町村に対する情報提供票の提供について、市町村担当職員に向けた説明会を実施する。	県内の医療的ケア児の実態把握に向けた調査を実施するとともに、同調査結果について市町村との情報共有を行った。 また、令和6年度から実施している医療機関から市町村への情報提供票に係る市町村説明会を実施し、各市町村から改善に向けた要望や意見交換等を実施した。 また、医療機関に対し実施状況等についての連絡調整を行った。	県内の各支援者団体から医療的ケア児の支援を実施するにあたり、県内の医療的ケア児の実態に関する情報提供を求める要望が多い。 医療的ケア児の支援が円滑に実施されるため、県内の医療的ケア児の実態に関する情報について、市町村ごとの医療的ケア児の数なども含め県及び医療的ケア児支援センターのHPに公開する等の対応を検討する必要がある。 また、医療機関から市町村に対する情報提供票については、医療機関や市町村からの改善に向けた要望等を踏まえ内容の見直しを実施する必要がある。

部会・ワーキング名称 開催日	活動計画	活動計画の内容説明	活動実績	今後の課題 提案事項
(3)医療的ケア児支援部会 (令和6年12月11日) ⑩医療的ケア児 コーディネーターワーキング (令和6年6月18日)	(2)沖縄県医療的ケア児支援 センターの設置運営	沖縄県医療的ケア児支援センターに 専門知識を持つ社会福祉士2名を医療 的ケア児等コーディネーターとして配 置し、医療的ケア児の家族や市町村担 当者などからの相談対応を実施する。 令和6年度は、相談対応業務等に加 え、当事者・家族、すべての支援者を 対象とした特別記念講演を実施する。	医療的ケア児の家族や市町村担当者 などからの相談対応業務等を行うとと もに、9月7日に特別記念講演を実施。 当事者、市町村職員、福祉事業所職 員、教育委員会、医療職等の幅広い分 野から多くの参加があり、医療的ケア 児支援センターの先進事例の紹介、県 内における取り組み事例の紹介や当事 者家族の講演等を実施した。	沖縄県医療的ケア児支援セ ンターの機能強化に向け、看 護職配置に係る協議を引き続 き実施する。看護職が配置さ れた場合の取り組み内容につ いて、センター及び各関係機 関との意見交換を踏まえ検討 を行う必要がある。
	(3)沖縄県医療的ケア児支援 センターの役割の明示に向 けた取り組み	市町村や各関係機関において、セン ターの業務内容の理解やセンターに求 める役割の認識にばらつきがあるため、 センター及び各関係機関との意見交換 を実施し、役割の明確化を図る。	役割の明示に向けたセンターとの意 見交換を実施。センターに求められる 役割に対応するとともにセンター業務 の機能強化を図るため、看護職の追加 配置に向け県とセンターで協議を実施。 今後、看護職配置の見込みを踏まえ各 関係機関との意見交換を実施する。	
	(4)医療的ケア児と家族のた めの支援ガイドブックの策 定に向けた取り組み	県内のどの市町村においても、医療 的ケア児等の家族が、各市町村の相談 窓口一覧などの必要な情報が確認で きる仕組みを作るため、県全体の支援ガ イドブックの策定に向けた取り組みを 行う。 今年度は、ガイドブックの作成手順 の検討や必要となる予算確保に向け取 組みを実施する。	既存で活用できる資料の洗い出しや ガイドブックの作成手順に向けた検討 を行うとともに、ガイドブック作成に 伴う委員報酬等の予算要求を実施した。	

部会・ワーキング名称 開催日	活動計画	活動計画の内容説明	活動実績	今後の課題 提案事項
(4)就労支援部会 日時：令和7年1月14日 オンライン開催	各圏域における就労に関する好事例や課題等の共有を図る。 県における就労支援の取組み等を共有し、就労支援に関する意見交換を行う。	令和5年度の市町村アンケート結果から、障害者就労支援に向けた課題の把握を行い、他市町村の取組を通して各市町村が「協議する場」を設けられるよう、課題の整理・取組の促進を行う。	各圏域における就労に関する取組みや課題の共有を図った。 就労支援ワーキングの検討状況の共有を図った。 その他、就労支援関連事業等の共有を図った。	各市町村における就労支援に関する協議の場づくりを推進する必要がある。 部会からワーキング、各圏域、各市町村への情報提供のあり方について今後も継続して様々な取組み・課題を集約していけるよう検討。
⑪就労支援ワーキング 第1回：8月15日(木) 第2回：10月16日(水) 第3回：12月17日(火) ※オンライン開催	令和5年度に市町村向けに実施した、障害者の就労支援を協議する場に関するアンケート調査結果を各市町村へ共有し、好事例の取組を行っている市町村へ訪問し聞き取りを行う。	市町村アンケート結果の検討・共有方法の確認。 訪問先市町村の選別。	ワーキングの承認をへて、市町村アンケート結果を各市町村へ共有。 東村、八重瀬町へ訪問し、障害者就労支援の協議する場の設立経緯や課題、取組等について聞き取りを実施。	中部、離島圏域の市町村訪問を行う。 訪問結果について、今後の就労支援に関する協議する場の促進活性化に取組の検討を行う。
(5)権利擁護部会 (令和6年8月26日) ⑬合理的配慮ワーキング (令和6年11月20日) (令和7年2月12日予定)	沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（共生社会条例）の見直しに関する検討	共生社会条例の施行から10年が経過し、県では条例の改正の有無も含め検討を行っているところ。本部会においては、現在もなお残る課題等について議論し、見直しが必要な項目等について意見交換を行う。	次の項目について意見交換を実施。 ①共生社会条例の施行後に変わったこと、変わらなかったこと ②この10年における障害者をめぐる環境の変化 ③障害者差別等の事例 ④条例の見直しが必要な項目の有無	これまでの意見交換において、様々な分野から広く課題抽出を行うべきではないかとの指摘があった。 今後、課題抽出の方法や、挙げられた課題のうち条例に盛り込むべき事項等について、掘り下げて議論していく必要がある。

部会・ワーキング名称 開催日	活動計画	活動計画の内容説明	活動実績	今後の課題 提案事項
(6)住まい・地域支援部会 日時：12月20日(金) オンライン開催	各市町村における地域移行・地域定着支援に係る事例・取組（1市町村1事例報告）の共有、活用方法等検討。	各市町村における「協議の場」設置状況等を把握し、好事例や課題の整理・共有を行うことにより、市町村の取組を促進することを目的として、1市町村1事例報告を実施。 ハンドブックの共有・周知方法等について検討	1市町村1事例報告について、41市町村中27市町村が事例・取組を報告。 3年間の事例報告を取りまとめたハンドブック（案）の周知方法等について検討。 住宅課、住宅供給公社、不動産関係者からの情報提供や福祉分野との連携の課題について検討。”	部会からワーキング、各圏域、各市町村への情報提供のあり方について今後も継続して様々な事例を集約していけるよう検討。 離島圏域からの事例が上がっていないことから、相談支援体制の課題等を整理が必要。
⑭地域移行・地域定着 ワーキング (オンライン開催) 第1回： 6月12日(水) 第2回： 8月 8日(木) 第3回： 11月21日(木)	各市町村における地域移行・地域定着支援に係る事例・取組（1市町村1事例報告）の共有、活用方法等を部会へ報告。 コーディネーター事務局が中心として、ハンドブック作成委員会を立ち上げ3年間の事例を基に、支援者向けのハンドブック作成を行う。”	各圏域がとりまとめた市町村における1市町村1事例報告をとりまとめ、共有・活用方法等について部会へ報告する。 ハンドブック作成委員にて、ハンドブックの構成・考察・編集等についてとりまとめ、部会へ報告。”	圏域の情報共有及び事例取組み状況の把握。 ハンドブックの内容、周知方法について検討。	全市町村からの事例・取組報告に向けて、継続して1市町村1事例報告を実施していく。

協議事項(1)

令和7年度部会活動計画案について

- (1)相談支援・人材育成部会
- (2)療育・教育部会
- (3)医療的ケア児支援部会
- (4)就労支援部会
- (5)権利擁護部会
- (6)住まい・地域支援部会

令和7年度部会活動計画（案）

(1) 相談支援・人材育成部会	ワーキング名	活動計画案	計画内容の説明
	1. ケアマネワーキング	(1)新任市町村職員向け基礎研修の実施 (2)相談支援事業所管理者向け研修会の実施 (3)時事的なテーマの研修会の実施 (4)人材育成ビジョンの中間確認	(1)早期に研修会実施することで、相談支援体制の安定化を図る (2)環境改善を図り、相談支援専門員の定着率の向上。 (3)相談支援専門員の質の向上 (4)主任相談員の配置状況の確認
	2. 現任研ワーキング 3. 初任研ワーキング	(1)法定研修の実施 (2)相談支援専門員の実務経験の確認 (3)相談支援専門員	(1)法定研修実施に向けた研修スケジュール確認、受講者数の報告、インターバル実習の内容確認、演習の進行方法、ファシリテーターの調整 (2)相談支援専門員の要件となる実務経験の整理
	4. サビ管ワーキング	(1)国研修受講者の推薦（選定基準の確認） (2)国研修受講後の報告会 (3)研修実施状況の確認	(1)受講者推薦の選定基準を確認する。 (2)研修会の振り返りを行い、基礎研修及び実践研修に活かす。 (3)養成人数の確認を行い、次年度の研修計画を立てる。
	5. 主任研ワーキング	(1)主任相談支援専門員の養成状況の確認 (2)主任相談支援専門員の連絡会議の開催 (3)ケアマネワーキングと連携した研修会の企画	(1)研修受講者の選考方法を検討する (2)主任相談支援専門員の連携強化を図る (3)基幹相談支援センター等の研修会を企画する
	6. 強度行動障害ワーキング	(1)国研修受講者の推薦 (2)強度行動障害支援者養成のあり方の検討	(1)のぞみの園が実施する研修（サブトレーナー及び中核的人材）受講生の推薦を行う。 (2)強度行動障害者支援者の養成のあり方を検討する。
	7. ピアサポートワーキング	(1)基礎研修、専門研修、フォローアップ研修の実施 (2)連絡会（交流会）開催 (3)ピアサポーターの活動状況把握、活用に向けた周知の検討	(1)フォローアップ研修の調整、計画を立てる。 (2)ピアサポーター等との意見交換を行い、情報共有を図る。 (3)ピアサポーターの周知に向け、活動状況把握や課題の整理。
	8. 離島支援ワーキング	(1)離島における相談支援体制等の課題整理 (2)離島連絡会の開催	離島市町村の連携強化するための情報共有を行う。

令和7年度部会活動計画（案）

	ワーキング名	活動計画案	計画内容の説明
(2)療育・教育部会		(1)新サポートノートえいぶるの改正に向けた取り組み (2)強度行動障害の特性を持つ方の療育について	(1)平成28年に発達障害者支援法が改正されライフステージを通じた切れ目ない支援のツールとして「療育・教育部会」のワーキングにて作成作業がすすめられ平成28年9月に新サポートノートえいぶるが完成しました。普及・活用を進める中で、その子の良いところを書く欄をもう少し大きくした方が良い等、改正の課題も見えてきており、次年度は、より活用しやすいえいぶるの作成に向け取り組んでいく。 (2)療育の課題として強度行動障害の特性を持つ方の受け入れ先が見つからない等があり、支援者の人材育成の視点から相談・人材育成部会（強度行動障害ワーキング）と連携を図る等、引き続き課題解決に向けて取り組む。
	障害児移行支援ワーキング	円滑な移行が難しいケースについては、協議の場を設け、関係者（児童相談所・相談支援事業所・障害児入所施設等）の協力のもとで移行調整の検討を進める。	障害児入所施設に対して、対象者の移行調整の進捗状況を調査し、円滑な移行が難しいケースについては、協議の場を設け、移行調整の検討を進める。
(3)医療的ケア児支援部会		(1)医療的ケア児の実態把握に向けた取り組みの推進	(1)医療的ケア児の実態把握に向け引き続き詳細の調査を実施するとともに、同調査結果について県及び沖縄県医療的ケア児支援センターのHPの掲載等を行い、県内各支援者団体が医療的ケア児の支援に向けた検討を行うための基礎資料として活用できる体制を構築する。
	医療的ケア児コーディネーターワーキング	(2)沖縄県医療的ケア児支援センターの役割の明示に向けた取り組み (3)医療的ケア児と家族のための支援ガイドブックの策定に向けた取り組み	(2)令和6年度の取り組みを踏まえ、沖縄県医療的ケア児支援センターの役割の明示に向け、沖縄県関係部局、各市町村、各関係機関との意見交換を実施し役割が確認できる資料の作成を実施する。 (3)令和6年度の取り組みを踏まえ、沖縄県関係部局、各市町村、各関係機関との意見交換を実施し、医療的ケア児と家族のための支援ガイドブックの策定を行う。

令和7年度部会活動計画（案）

	ワーキング名	活動計画案	計画内容の説明
(4) 就労支援部会		各圏域における就労に関する好事例や課題等の共有を図る。	障害者就労支援に向けた課題の把握を行い、他市町村の取組を通して各市町村が「協議する場」を設けられるよう、課題の整理・取組の促進を行う。
	就労支援ワーキング	令和5年度に市町村向けに実施した、障害者の就労支援を協議する場に関するアンケート調査結果から、好事例の取組を行っている市町村へ訪問し聞き取りを行う。	中部圏域、離島圏域への訪問を実施し、訪問結果について、今後の就労支援に関する協議する場の促進活性化に取組の検討を行う。
(5) 権利擁護部会		沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（共生社会条例）の見直しに関する検討	共生社会条例の施行から10年が経過し、県では、障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、条例の改正の有無も含めた検討を行っているところ。前年度に引き続き、現在もなお残る課題等について議論し、見直しが必要な項目等について意見交換を行う。
	1. 虐待防止ワーキング	県内の障害者虐待の現状分析及び虐待防止に向けた体制構築の検討	県内の障害者虐待の通報・判断件数は、養護者虐待及び施設従事者虐待のいずれも増加傾向にある。通報に対応する市町村職員の支援や、障害福祉サービス事業所への周知啓発等について意見交換を行い、虐待防止のための体制構築に向けた取組について検討する。
	2. 合理的配慮ワーキング	沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（共生社会条例）の見直しに関する検討	共生社会条例の見直しに関し、障害者の権利擁護をめぐる様々な分野からの課題抽出を行うとともに、見直しが必要な項目等について整理する。
(6) 住まい・地域支援部会		各市町村における地域移行・地域定着支援に係る事例・取組（1市町村1事例報告）の共有、活用方法等検討。	各市町村における「協議の場」設置状況等を把握し、好事例や課題の整理・共有を行うことにより、市町村の取組を促進する。
	地域移行・定着ワーキング	市町村における地域移行・地域定着支援に係る事例・取組（1市町村1事例報告）の共有、活用方法に向けて促進する。	圏域の情報共有及び事例取組み状況の把握のため、ワーキングを3回実施する。

協議事項(2)

相談支援に関する広域的な協力体制について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
第89条の3（一部抜粋）

- 1 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。
- 2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。
- 3 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。
- 5 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

【概要】

令和6年10月、北部圏域の福祉事業所破産により、計画相談利用者220名が行き場を失う事案が発生した。圏域内の相談支援事業所の協力により計画相談の引継ぎを行っているが、12月現在、引き受け先が決まっていないケースが約170件残っている。圏域内の相談支援事業所は限界状態でこれ以上の引き受けは難しい状況となっている。

協議内容

事業所の閉鎖による計画相談の引継ぎ問題は、どの市町村においても起こりうる問題である。

適切なサービスの利用と相談支援体制の安定化を図るためにも、広域的な協力体制を構築する必要がある。

本事案について、広域的な課題と捉え、総合支援法第89条の3第3項により関係機関に対し、情報の共有、意見の表明等の協力を求めたい。

①県自立支援協議会において、市町村・基幹相談支援センターと情報共有（総合支援法第89条の3第3項）

②市町村は、協議内容を特定相談支援事業所に周知

③圏域アドバイザー間で調整し、ケース引継ぎに繋げる

意見交換

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり 条例（共生社会条例）の見直しについて

共生社会条例は、障害者差別の禁止や施行から10年が経過し、県では条例の改正の有無も含め検討を行っているところ。検討にあたっては、障害者をめぐる課題を広く聴取したいと考えており、主に次の項目についてご意見を頂きたい。

- ①共生社会条例の施行後に変わったこと、変わらなかったこと
- ②この10年間における障害者をめぐる環境の変化
- ③障害者差別等の事例
- ④条例の見直しが必要な項目の有無

沖縄県障害のある人もない人も 共に暮らしやすい社会づくり条例

〔 **共生社会条例** 〕

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例の制定に関する経緯

平成18年12月13日	第61回国連総会において障害者権利条約を採択
平成19年 9月28日	日本による障害者権利条約への署名
平成20年 3月	市民団体「障害のある人もない人もいのち輝く条例づくりの会」（以下「条例づくりの会」という。）が条例制定に向け 活動開始
平成22年10月	県知事二期目公約に障がい者の権利条例の制定が盛り込まれる。
平成23年 1月	条例づくりの会として目指す、沖縄県障害者の権利条例案と、条例制定を目的に集められた3万人余りの署名を県知事へ提出
平成23年 7月	障害当事者、学識経験者、民間事業者で構成する「沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議（以下「障害者県民会議」という。）」を設立
平成23年 8月	障害者基本法改正 ※障害者権利条約の考え方を踏まえ合理的配慮の概念を規定、障害者を「医学モデル」から「社会モデル」で捉えた定義へ見直し
平成24年 4月	障害者県民会議が「障害のある人に対する差別と思われる事例集」を公表
平成24年11月	「障害のある人の権利擁護の推進を目的とした条例」の制定に係る意見書が障害者県民会議会長から県知事あて手交
平成24年12月～25年 1月	県と障害者県民会議と共催で、県内5圏域でタウンミーティング開催
平成25年2月、7月	市町村の意見聴取
平成25年 7月19日～ 8月19日	パブリックコメント（54人から198件の意見）
平成25年 9月18日	9月議会へ条例議案提出
平成25年10月 7日	文教厚生委員会において全会一致で原案可決
平成25年10月11日	本会議で原案可決成立
平成25年10月29日	条例公布・一部施行
平成26年 1月20日	日本が障害者権利条約を締結（批准）
平成26年 2月19日	日本について障害者権利条約が発効（参考：締約国は140カ国及び欧州連合（平成26年2月19日時点））
平成26年 4月 1日	条例全面施行

前文

沖縄県では、県民の心に根ざした人と人とのつながりを大切にする相互扶助の精神に基づき、共に助け合う地域社会が築かれてきた。

しかしながら、障害のある人については、障害を理由とする差別を受けたり、良好な居住環境、自由な移動、情報の利用等が十分に確保又は配慮されていないこと等の様々な要因により、自己の望む生活を十分に実現できているとは言えない。

また、障害のない人にとって問題にならないことが障害があることにより社会的障壁となったり、障害のある人に対する理解の不足、誤解、偏見等により、今なお日常生活及び社会生活の中で、困難を余儀なくされている人も少なくない実態がある。

さらに、本県においては、離島及びへき地における厳しい生活条件が、障害のある人にとって不利なものになっている。

このような状況において、私たちに今こそ求められているのは、障害のある人に対する福祉、医療、雇用、教育等の充実とともに、障害のある人に対する障害を理由とする差別等をなくしていく取組である。

ここに私たちは、国際社会や国内の動向を踏まえ、障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会(※1)の実現を目指して、この条例を制定する。

※1 このような社会をインクルーシブ社会といいます。

総則(第1章)

目的

障害を理由とした様々な困難を余儀なくされている人々の状況に鑑み、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の禁止等を定め、障害を理由とする差別等を解消するための支援等を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会の対等な構成員として安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

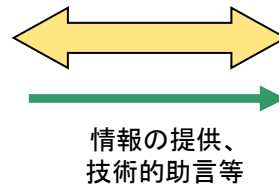
基本理念

目的に定める共生社会の実現は、全ての障害のある人が障害のない人と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、県、市町村及び県民の相互の連携協力の下に、社会全体として推進

県の責務

基本理念にのっとり、市町村と協力し、障害を理由とする差別等を解消するための支援等を総合的かつ計画的に実施

協力



市町村

県民の役割

基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるとともに、目的に定める共生社会の実現に寄与するよう努力

財政上の措置

県は、障害を理由とする差別等を解消するための支援等を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努力

障害を理由とする差別の禁止等(第2章)

①障害を理由とする差別の禁止等

- 何人も、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

②必要かつ合理的な配慮を提供する義務

- 何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

③障害のある人に対する虐待の禁止

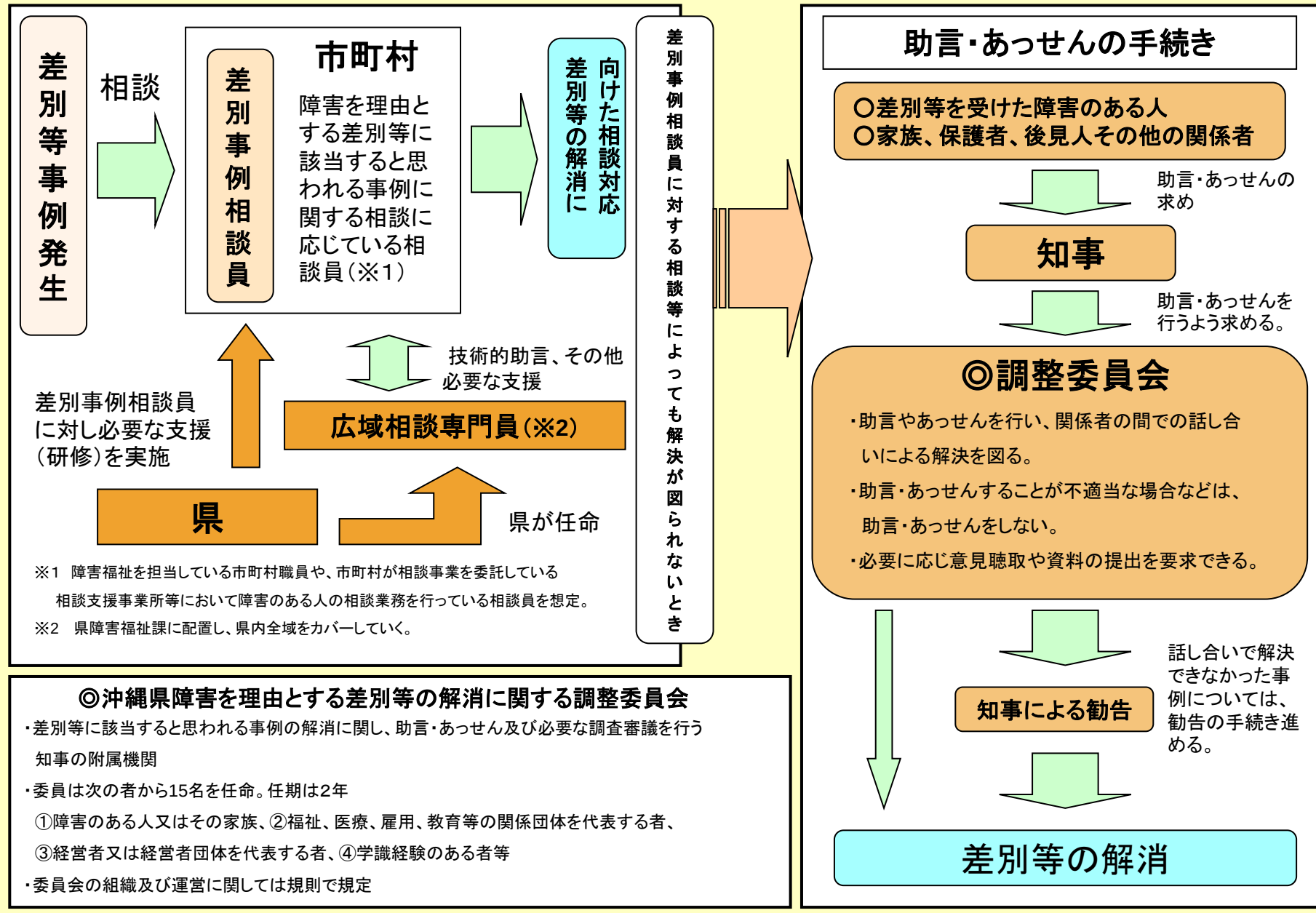
- 何人も、障害のある人に対し、虐待をしてはならない。

◇各主体における差別の禁止

- 福祉サービスの提供における差別の禁止
- 医療の提供における差別の禁止
- サービスの提供等における差別の禁止
- 雇用等における差別の禁止
- 教育における機会の付与

- 建築物等の利用における差別の禁止
- 公共交通機関の利用における差別の禁止
- 不動産取引における差別の禁止
- 意思の表明の受領における差別の禁止
- 情報の提供における差別の禁止

障害を理由とする差別等を解消するための支援(第3章)



障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関する基本的施策(第4章)

県は、市町村と協力し、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関する施策を計画的に推進

- 障害福祉サービスの充実
- 雇用の場の拡大
- 教育の充実
- ユニバーサルデザイン(移動等の円滑化を図るための都市等のデザイン)及びバリアフリー(障害のある人が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等)化の促進
- 駐車場の確保等
- 住宅環境の整備
- 障害の特性に応じた情報提供
- 差別等をなくすための民間の活動の促進
- ピアカウンセリング(障害のある人同士による相談体制)の充実
- 文化芸術活動等に参加できる環境の整備
- 市町村防災計画に関する情報提供等
- 離島等における障害のある人に対する福祉の充実

罰則、施行期日、見直し規定

罰則 守秘義務違反(広域相談専門員、調整委員会委員) 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
施行期日 平成26年4月1日。ただし、調整委員会の定め、準備行為(広域相談員の任命)は公布の日
検討(見直し)規定 施行後3年を目途に、条例の施行状況の検討結果に基づき必要な見直しを実施

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 障害を理由とする差別の禁止等（第7条―第17条）

第3章 障害を理由とする差別等を解消するための支援（第18条―第24条）

第4章 障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関する基本的施策（第25条―第37条）

第5章 雑則（第38条）

第6章 罰則（第39条）

附則

沖縄県では、県民の心に根ざした人と人とのつながりを大切にする相互扶助の精神に基づき、共に助け合う地域社会が築かれてきた。

しかしながら、障害のある人については、障害を理由とする差別を受けたり、良好な居住環境、自由な移動、情報の利用等が十分に確保又は配慮されていないこと等の様々な要因により、自己の望む生活を十分に実現できているとは言えない。

また、障害のない人にとって問題にならないことが障害があることにより社会的障壁となったり、障害のある人に対する理解の不足、誤解、偏見等により、今なお日常生活及び社会生活の中で、困難を余儀なくされている人も少なくない実態がある。

さらに、本県においては、離島及びへき地における厳しい生活条件が、障害のある人にとって不利なものになっている。

このような状況において、私たちに今こそ求められているのは、障害のある人に対する福祉、医療、雇用、教育等の充実とともに、障害のある人に対する障害を理由とする差別等をなくしていく取組である。

ここに私たちは、国際社会や国内の動向を踏まえ、障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障害を理由とした様々な困難を余儀なくされている人々の状況に鑑み、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の禁止等を定め、障害を理由とする差別等を解消するための支援等を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会の対等な構成員として安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）その他の心身の機能障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- （2） 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（基本理念）

第3条 第1条に規定する共生社会の実現は、全ての障害のある人が障害のない人と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、県、市町村及び県民の相互の連携協力の下に、社会全体として推進していかねばならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、市町村と協力し、障害を理由とする差別等を解消するための支援等を総合的かつ計画的に実施するものとする。

（県民の役割）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に関する理解を深めるとともに、第1条に規定する共生社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第6条 県は、障害を理由とする差別等を解消するための支援等を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障害を理由とする差別の禁止等

（障害を理由とする差別の禁止等）

第7条 何人も、第3項及び次条から第17条までに規定する行為のほか、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

3 何人も、障害のある人に対し、虐待をしてはならない。

（福祉サービスの提供における差別の禁止）

第8条 福祉サービス（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービス又はこれに類する福祉サービスをいう。以下同じ。）を提供する者は、障害のある人に福祉サービスを提供する場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ないことその他の正当な理由がなく、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為
- （2） 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強制する行為
（医療の提供における差別の禁止）

第9条 医師その他の医療従事者は、障害のある人に医療を提供し、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ないことその他の正当な理由がなく、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為
- （2） 法令に特別の定めがある場合を除き、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制し、又は隔離する行為
（サービスの提供等における差別の禁止）

第10条 サービスの提供又は商品の販売を行う者は、障害のある人にサービスを提供し、又は商品を販売する場合（第8条、前条及び第12条から第15条までに規定する場合を除く。）において、障害のある人に対して、障害を理由として、サービスの本質を著しく損なうこととなることその他の正当な理由がなく、サービスの提供又は商品の販売を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為をしてはならない。

(雇用等における差別の禁止)

第11条 事業主は、障害のある人を労働者として雇用する場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を適切に遂行することができないことその他の正当な理由がなく、応募若しくは採用を拒み、又は条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為
- (2) 賃金、労働時間その他の労働条件について、本人が業務の本質的部分を適切に遂行することができないことその他の正当な理由がなく、不利益な取扱いをする行為
- (3) 本人が業務の本質的部分を適切に遂行することができないことその他の正当な理由がなく解雇し、又は退職を強制する行為
(教育における機会の付与)

第12条 校長、教員その他の教育関係職員は、障害のある人に教育を行う場合において、障害のある人に対して、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況等に応じ、本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えなければならない。

(建築物等の利用における差別の禁止)

第13条 不特定かつ多数の者の利用に供される建築物その他の施設の所有者、管理者又は占有者は、障害のある人が建築物その他の施設を利用する場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、当該施設の構造上やむを得ないことその他の正当な理由がなく、当該施設の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為をしてはならない。

(公共交通機関の利用における差別の禁止)

第14条 公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。）は、障害のある人が旅客施設（同条第5号に規定する旅客施設をいう。以下この条において同じ。）又は車両等（同条第7号に規定する車両等をいう。以下この条において同じ。）を利用する場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、その管理する旅客施設及び車両等の構造上やむを得ないことその他の正当な理由がなく、旅客施設及び車両等の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為をしてはならない。

(不動産取引における差別の禁止)

第15条 不動産の取引を行う事業者は、不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の構造上やむを得ないことその他の正当な理由がなく、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為をしてはならない。

(意思の表明の受領における差別の禁止)

第16条 障害のある人から意思の表明を受けようとする者は、当該障害のある人に対して、障害を理由として、当該障害のある人が選択した意思の表明の方法によっては表明しようとする意思を確認することに著しい支障のあることその他の正当な理由がなく、意思の表明を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為をしてはならない。

(情報の提供における差別の禁止)

第17条 障害のある人から情報の提供を求められた者は、当該障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあることその他の正当な理由がなく、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為
- (2) 手話、点字その他障害の特性に応じた手法での情報の提供が可能である場合に、当該情報の提供を拒む行為

第3章 障害を理由とする差別等を解消するための支援

(障害のある人に関する理解の促進)

第18条 県は、障害のある人に関する県民の理解を深めるため、障害のある人と協力し、障害のある人が権利の主体であることを踏まえた啓発活動の推進、公共的団体の関係者への研修その他の必要な施策を講ずるものとする。

(差別事例相談員に対する支援等)

第19条 県は、市町村が行う事務又は事業のうち、前章の規定に違反する行為（以下「差別等」という。）に該当すると思われる事例に関する相談業務及び相談事業を遂行するもの（以下「差別事例相談員」という。）に対して、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、前項に規定するもののほか、市町村が地域の実情に応じて行う障害を理由とする差別等を解消するための施策を策定し、又は実施する場合は、市町村に対して、情報の提供、技術的助言その他の必要な協力を行うものとする。

(広域相談専門員)

第20条 知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実に行わせるため、障害を理由とする差別等の解消に関し優れた識見を有するものと認められる者を広域相談専門員として任命することができる。

(1) 専門的な見地から行う差別事例相談員への必要な技術的助言に関する業務

(2) 差別等に関する相談事例の調査及び研究に関する業務

(3) 前2号の業務に付随する業務

2 知事は、前項の規定により任命をしようとする場合は、あらかじめ、沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会（第24条に規定する沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会をいう。第22条及び第23条において同じ。）の意見を聴かなければならない。

3 広域相談専門員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

4 広域相談専門員は、正当な理由がなく、この条例の規定により業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(助言又はあっせんの求め)

第21条 差別等を受けた障害のある人、その家族、保護者、後見人その他の関係者は、知事に対し、助言又はあっせんを求めることができる。ただし、当該求めをすることが当該障害のある人の意に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。

(助言又はあっせん)

第22条 知事は、前条の規定による求めがあった場合は、沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会に対して助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。

2 沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会は、前項の規定により知事から求めがあった場合は、助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき、又は差別等の性質上助言若しくはあっせんをすることが適当でないと認めるときを除き、助言又はあっせんを行うものとする。

3 沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認める場合は、差別等に係る関係者に対し、助言又はあっせんを行うために必要な限度において、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

4 沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会は、差別等の解消に必要なあっせん案を作成し、これを当該差別等に係る関係者に提示することができる。

(勧告)

第23条 沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会は、前条第4項に規定するあっせん案を提示した場合において、差別等をしたと認められる者が正当な理由がなく当該あっせん案を受諾しないときは、当該差別等をしたと認められる者が必要な措置をとるよう勧告することを知事に対して求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認められるときは、差別等をしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

（沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会）

第24条 障害を理由とする差別等の解消に関し、助言又はあっせんを行わせ、及び必要な事項を調査審議させるため、沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

2 調整委員会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、障害を理由とする差別等の解消に関して優れた識見を有する者であつて、次に掲げるもののうちから、知事が任命する。

（1） 障害のある人又はその家族

（2） 福祉、医療、雇用、教育等の関係団体を代表する者

（3） 経営者又は経営団体を代表する者

（4） 学識経験のある者

（5） 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、正当な理由がなく、この条例の規定により業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関する基本的施策

（障害福祉サービスの充実）

第25条 県は、市町村が実施している障害福祉サービスの種類及び量の把握に努め、広域的な見地から障害福祉サービスの充実に必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の場の拡大）

第26条 県は、事業者に対する障害のある人の雇用の啓発、障害のある人が働きやすい環境の整備及び一般就労への移行を促進し、雇用の場の拡大等に必要な施策を講ずるものとする。

（教育の充実）

第27条 県は、障害のある人が障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善し、又は克服し、自立を目指すようにするため、特別支援教育の充実に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、市町村と協力し、障害のある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするために、障害のある児童及び生徒の就学指導その他の支援に関して、障害のある児童及び生徒並びに保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重するよう必要な施策を講ずるものとする。

（移動等の円滑化を図るための都市等のデザイン及びバリアフリー化の促進）

第28条 県は、障害のある人の移動又は施設の利用の円滑化を図るため、障害の有無、性別、年齢等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように考えられた都市又は生活環境のデザイン並びに障害のある人が円滑に利用できるように施設の構造及び設備の整備等を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（駐車場の確保等）

第29条 県は、障害のある人の自動車による円滑な移動に資するため、自動車の乗降に支障のない広さを有する路外駐車場（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場をいう。）の確保及び自動車の乗降に支障のある人の駐車を妨げる行為の防止その他の適切な駐車場の利用に関する必要な施策を講ずるものとする。

（住宅環境の整備）

第30条 県は、障害のある人が地域で自立して生活するため、不動産事業者、障害福祉サービス事業者等と協力し、住宅環境の整備に関する必要な施策を講ずるものとする。

（障害の特性に応じた情報提供）

第31条 県は、障害のある人に関する障害の特性に応じた情報の提供に必要な施策を講ずるものとする。

（差別等をなくすための民間の活動の促進）

第32条 県は、障害のある人に関する県民の理解を深めるため、障害のある人に対する差別等をなくすための民間の活動を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（障害のある人同士による相談体制の充実）

第33条 県は、障害のある人が自己の抱える課題を主体的に解決する力を取り戻し、又は高めるため、同様の経験を有する障害のある人同士による問題解決のための相談体制の充実に必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術活動等に参加できる環境の整備）

第34条 県は、障害のある人の地域における生活の質を高めるため、文化芸術活動、観光、スポーツ又はレクリエーションに参加できる環境の整備に関する必要な施策を講ずるものとする。

（市町村防災計画に関する情報提供等）

第35条 県は、障害のある人の防災及び災害時の避難について、市町村における防災計画に関する市町村への情報の提供、技術的な助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（離島等における障害のある人に対する福祉の充実）

第36条 県は、障害のある人が生まれ育った地域で暮らすことができるよう、事業者、障害福祉サービス事業者、関係行政機関等と協力し、離島及びへき地における地域の実情や課題に対応する障害のある人に対する福祉に関し必要な施策を講ずるものとする。

（基本的施策の計画的推進）

第37条 県は、市町村と協力し、この章に規定する基本的施策の計画的推進を図るものとする。

第5章 雑則

（規則への委任）

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第39条 第20条第4項又は第24条第6項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第24条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第20条第1項の規定による広域相談専門員の任命に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同項及び同条第2項の規定の例により行うことができる。

（検討）

3 知事は、この条例の施行後3年を目途として、障害のある人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。